

泉
屋
叢
考

第
拾
四
輯

泉屋叢考

第四拾輯

一七 住友の吉岡銅山第二次経営とその後

付録 吉岡銅山第二次経営関係資料

住友の吉岡銅山第二次経営とその後

元祿十五年 十二月

白根吉良

右記之書中事進江并係指上之書

沖田之書出の付の書也

一 御中圖書洞若定之書中事進江并係指上之書
 年之月日形而法有任洞若定之書中事進江并係指上之書
 水拔切當事也
 一 御中圖書洞若定之書中事進江并係指上之書

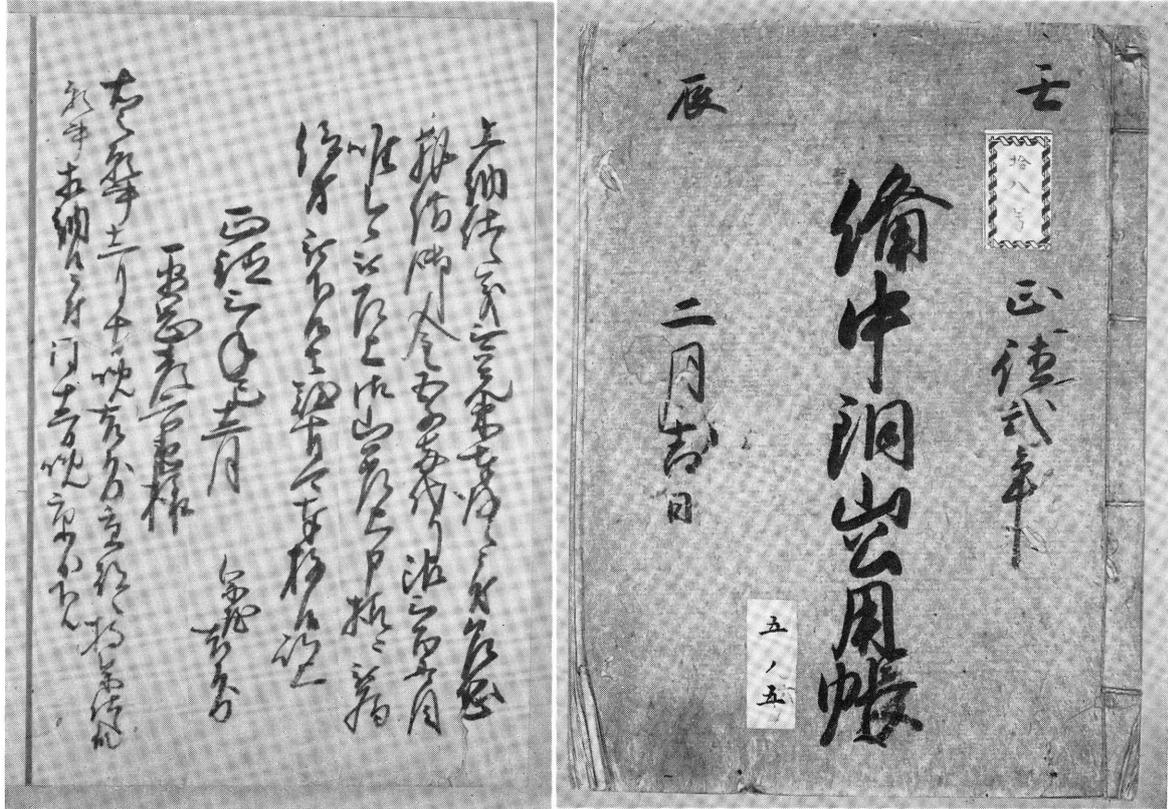
此書乃全全九字或之百數中令後書也

此計之書之百數
 幸教少中事進江并係指上之書

右記之書中事進江并係指上之書
 御中圖書洞若定之書中事進江并係指上之書
 水拔切當事也
 一 御中圖書洞若定之書中事進江并係指上之書

十二月

白根吉良



備中銅山公用帳並びに同書所收正徳三年十二月吉岡銅山返上願（部分）

縦 二五・五種
 横 一八・五種

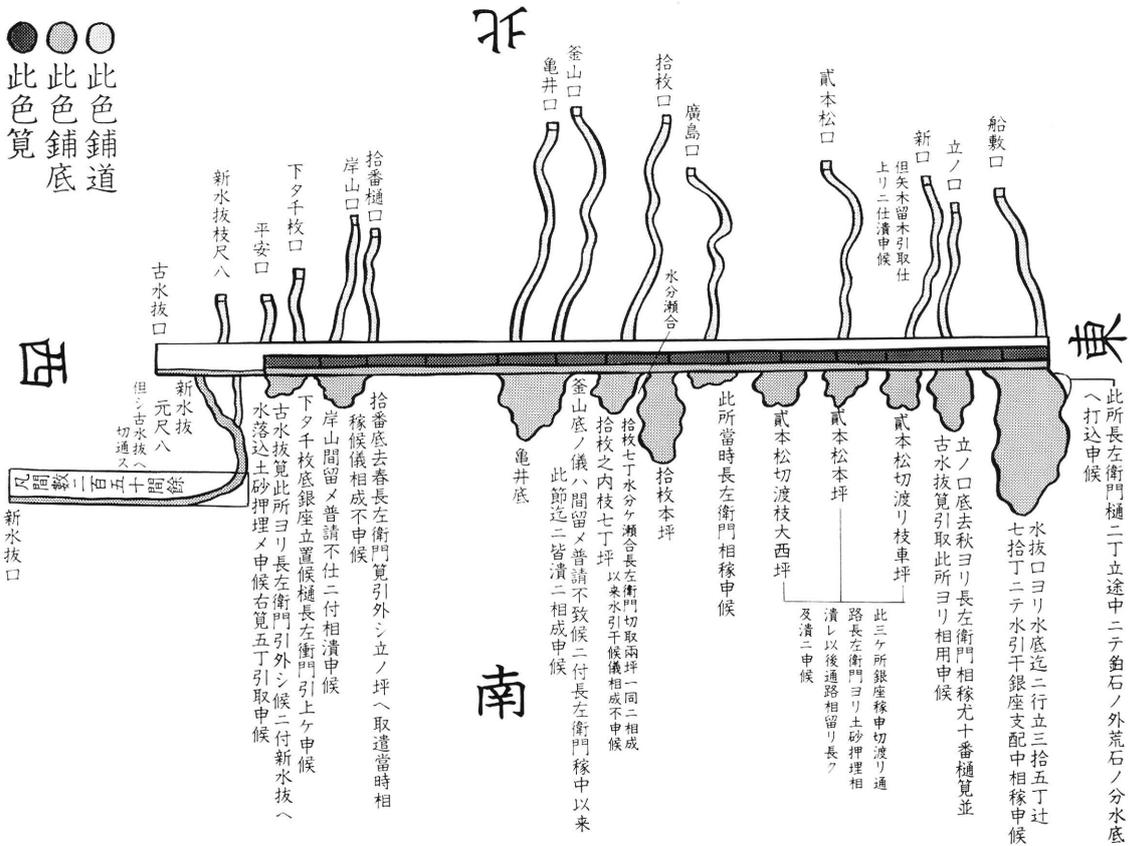
吉岡銅山絵図



(大塚家所藏の原図より作成)

吉岡銅山鋪内図

● 此色算
 ○ 此色鋪底
 ○ 此色鋪道

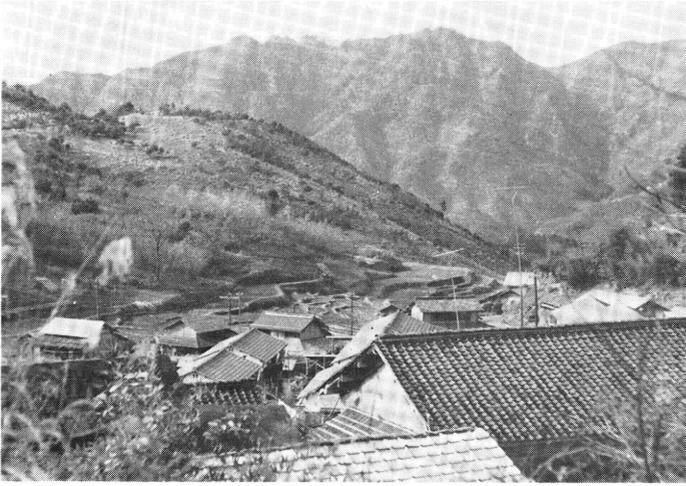


此所長左衛門樋二丁立途中ニテ鉈石ノ外荒石ノ分水底へ打込申候

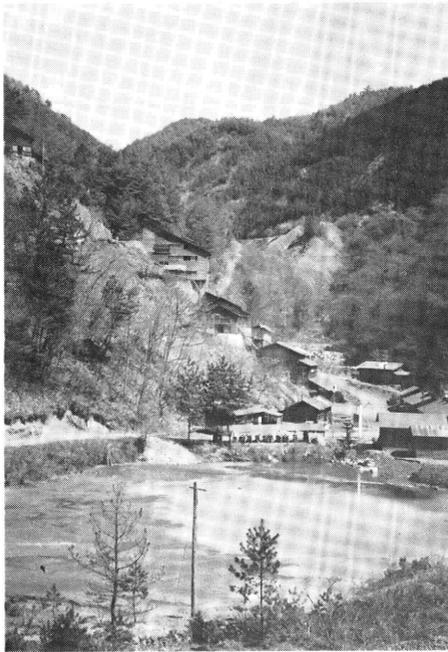
此所當時長左衛門相稼申候

南

(大塚家所蔵の原図より作成)



吹屋より西方坂本谷(手前稜線右下)を望む



坂本谷より吹屋方面を望む

住友の吉岡銅山第二次経営とその後 目次

一	はじめに	一
二	第二次経営着手	一
三	稼行経過、産銅情況	一〇
四	疏水坑工事、経営の終末	二〇
五	大塚の第一次経営と銀座の稼行	二六
六	大塚の第二次経営	四二
	(一) 新水抜の工事	四二
	(二) 稼行法	五五
七	幕末明治維新期の吉岡銅山	六七

一 はじめに

元祿十一（一六九八）年備中吉岡銅山の経営を打切つてこれを返上してから、数年を経ずして、住友はまた同銅山の稼行を請負うことになり、元祿十五（一七〇二）年より正徳五（一七二五）年まで、第二次の経営が行なわれた。本稿ではその経過を究明するとともに、その後明治維新にいたるまでの吉岡銅山の稼行の推移をも述べることにした。本叢考第拾弍輯「住友の吉岡銅山第一次経営」と併わせて、明治以前の吉岡銅山史はほぼ成るわけである。住友としては、享保以後は直接同鉱山の稼行に関係したわけではないが、吉岡は銅鉱業史上西国を代表するのみでなく、住友にとっては別子に次いで重要な意味をもつ銅山であるから、その過去の全貌を能うかぎり明かにしておくことも徒爾ではあるまい。

二 第二次経営着手

元祿十五年正月、勘定奉行萩原近江守重秀の要請によつて、吉左衛門友榮（友芳）は同業者の大坂屋久左衛門と同道して江戸へ下つた。出府早々重秀の前へ出頭すると、長崎御用銅が出廻りが

不十分で、泉屋・大坂屋の稼行銅山さらに諸国銅山の増産のために、意見を求められた。

萩原重秀は元祿三年十一月佐渡奉行に任じ、翌年四月佐渡に渡ったが、多数の山主から金銀山諸坑の古来の盛衰の始末を詳しく書出さしめて、開掘振興の諸施策を打出した。重秀は、江戸時代百余名の佐渡奉行の中にあつて相川金銀山の振興に最も実績を挙げた奉行の一人であつた。元祿九年四月勘定奉行を兼ねて近江守となる。元祿八年十月幕府は諸国諸所に金銀銅山あるときは、積極的に掘らすよう計る旨を触れ、同十一年二月御料・私領(幕府直轄地・旗本等の知行地)に金銀銅山の探訪試掘を奨めていたが、これは重秀の方針である。この元祿十一年には別子銅山の産銅が開坑以来の最高記録をつくり、また長崎輸出銅が九〇〇万斤(五、四〇〇屯)を超えた。しかし、二、三年の間に輸出銅高は減少し、幕府が元祿十年に長崎御用銅の定額とした八九〇万二、〇〇〇斤に及ばざること著しく、十三、十四年度の輸出高はようやくその五分三、若しくはそれにも満たぬ有様となつた。幕府が十四年三月銀座加役として新たに大阪に銅座を設けて、銅の集荷や配給をきびしく統制するようになったのも、長崎御用銅の確保をおもな目的としたのである。さて、銅山増産についての重秀の諮問に対して、友榮等の提出した意見書は、自己の手山に限らず、諸国銅山の稼行法に関係して長大なものであつたといわれるが、住友の記録には、別子・

吉岡兩銅山に関するものだけが残っている。そのうち、別子についての意見は、別稿に記述したところであるが、吉岡銅山についての意見書のうち主要な事項を簡条書にすると、ほぼ次のようになる。^②

一、吹屋村御銅山(吉岡銅山)は、延宝八(一六八〇)年から元祿十一年まで、前後一八カ年泉屋が請負稼行し、貞享元年から元祿四年まで八カ年かかり自分入用をもって、二〇〇間余の大水抜を掘り、その後七カ年間には多量の銅を掘出した。

一、しかし、しだいに掘下って深坑となり、稼行は困難となったため、水抜の場所を見立てたが、その延長は三〇〇間ほどもあり、自分入用をもって切抜くことは困難であるため、銅山を返上した。

一、前述した水抜を切抜きうれば、新山同様となり出鉋も期待できる。住友が取明けた千枚間歩(符)など一カ所の間歩(坑)も、坑底には確かに鉋があるが、排水できぬため掘り残している状態である。

右の文書を提出して、数日の後、さらに具体的に述べた意見書を差出した。^③ そのうち別子については、休坑の自在など五つの間歩を稼行すれば、一カ年に産銅六〇万斤ほどあると思われる

述べ、これら間歩の鉞は下鉞であるため、近年の米・炭その他諸品の物価高では引合わぬので休憩しているが、金一万両一〇カ年賦返済の拝借金を許されるならば、損金を埋合わせて稼行したいといっている。また、吉岡については、坂本谷より八カ年ほどの計画で延長三〇〇間ほどの大水抜を切抜けば、一カ年に八、九〇万斤の産銅を見積ることができると述べ、水抜の工費は金三千二、三百両ほどと思われるが、工費の増加もありうるから金九、〇〇〇両の拝借を願いたく、なお水抜工事中、他方では古間歩を取明けて、右の八、九〇万斤とは別個に、今年中にも二〇万斤くらいの増産はあろうし、拝借金は一〇カ年賦で返上したいといっている。

二月二日に右の願意を多少修正した願書を江戸店の手代孫兵衛が持参し提出した。修正したのは、別子の拝借金一万両一〇カ年賦返済を五、〇〇〇両一〇カ年延べ返済とし、その代りに年々六、〇〇〇石の飯米を、一石につき代銀五〇匁とし、一〇カ月延べ上納ということで買請の許可を求めたこと、別子・立川両銅山の一手稼ぎを願いでたこと、吉岡の拝借金九、〇〇〇両一〇カ年賦返済も一〇カ年延べ返済に改めたことなどである。重秀はこれを見て、文言を短くせよとて差戻したが、なお、拝借金一万四、〇〇〇両は余りに嵩高なれば一万両に削減せよと告げたので、認め直して孫兵衛が持参した。重秀はなおも、文言が長く当方より願書の案を遣わすとい

い、これによつて、別子・吉岡両銅山へ拝借金一万兩、別子へ毎年買請米六、〇〇〇石、一石につき代銀五〇匁、一〇カ月延べ上納の願書を認め、五日に友榮が持参提出した。^⑤

三月八日にいたつて、呼出があり、重秀自ら友榮に、願意を聞届ける旨を申渡した。重秀が住友に対して、好意的であつた態度は、これまでの経過よりも知られるが、このときも

其外何ニ而も指問候事在之候ハ、其方逗留之内、急々以書付申來候へ、不依何ニ可成

事者指問不申様ニ可相成候

といつたといふ。^⑥

また、住友より願出て、別子・吉岡両銅山の銅荷物大阪まで海上輸送するとき、日の丸の船印を使用すること、両銅山入用銀を大阪より陸送するとき、御用銀と記した御紋付の指札および御用提灯を使用することも聞届けられた。友榮よりは、拝借金・買請米・日の丸御船印・御紋付指札・御用提灯の免許に対して請状を差出したが、その請状には拝借金・買請米は吉岡銅山の水抜工事と別子銅山の新道付替工事のため許可されたように述べている。五月十三日金一万兩を受取り、友榮はその月末に帰阪した。^⑦

このようにして、元祿十五年六月から住友では、吉岡銅山の第二次経営に着手することになつ

た。同年十一月代官遠藤新兵衛から御勘定所へ、吹屋村銅山は当年五月までは、吹屋村庄屋五右衛門が稼行していたが、六月からは泉屋吉左衛門が引継いで、現在は水抜を急ぎ施工中であることを報告している。^⑧大塚家文書に、天明八（一七八八）年四月に記された「慶長年中より天明八年申迄備中國川上郡吹屋村吉岡銅山請負人覺」があるが、これには「元祿十五年午六月ヨリ享保元年申迄、拾五年切、前之泉屋吉左衛門御請仕相稼申候」とある。ここで、前之泉屋とあるのは、延宝八年（稼行着手は翌天和元年正月）以来の第一次経営の記事を承けて書いたのである。

さて住友の第一次経営においては、元祿四年に水抜の竣工によって、これまで湛えていた諸間歩の潜水を放出できて、産銅高は急増したが、それも同六年を最高として以後は産銅情況は悪化した。元祿十四年九月、当時の吉岡銅山の稼行人吹屋村庄屋五右衛門より代官遠藤新兵衛へ差出した願書に、右の情況を

又段々堀下り深敷ニ罷成、水貫を長サ八尺九尺或ハ壹丈之樋貳挺（并）ならひ拾四挺堀下り申

候、依之水強御山難稼仕當相不申ニ付、寅之春泉屋御山差上申候

と述べている。^⑨元祿十年七月頃には、関東・釜山の両間歩で、ようやく一日に鉱石七〇荷余が採掘される程度であった。翌十一年が五カ年の請負年季の満了の年であるが、はやくも同年春には

銅山を返上したようである。^⑩

その後をうけて、吹屋村庄屋五右衛門が稼行することになった。彼が稼行を引請けるようになった事情については、前の願書に

當村御百姓少分之持高五斗八斗或は壹石高所持仕候御百姓ニ而御座候、田地^(マ)彰ニ而渡世難送、先年^ノ御山稼を以御年貢相調來申候、御山無御座候得ハ御百姓仕御田地も相續不

仕候ニ付、寅ノ年より跡山私奉願上、只今迄御山稼申候

と述べている。吹屋村百姓は、みな零細な田地を所有するだけで、農作のみでは生活は困難であり、掘子をはじめ銅山の稼働により渡世が可能となり、年貢を納めることも出来るというのである。のちに大塚が、吉岡銅山の稼行を請負うたとき、自らこれに挺身せざるを得ないという事情を述べて、吹屋村は高七〇石余りの小高、しかも荒地山田にて、家数は百軒もあり、農業のみでは渡世なりがたく、村民の過半は銅山稼方により相續しており、休山にすることはできないことを、繰返し強調している。

五右衛門が稼行を引請けたときは、深鋪のためにすでに採鉱は困難な状態であった。元祿十二年秋から十枚間歩を稼行したが、住友が切抜いた水抜より、樋七、八挺分も掘下げて採掘した。

同十四年秋頃には、樋二挺ならばで一二挺をもつて水を引いているが、湧水強く、水底へ掘下げれば銅山も栄えようといひ、鉛石を掘るためには樋二挺ならばで二八挺を使用せねばならぬであろうともいつている。同年九月、五右衛門は村内の有力者と見られる政右衛門・利右衛門^⑩と連名で、銅山振興のための水抜工事の計画案とその経費支出のため拝借金の許与方の願書を、代官遠藤新兵衛あてに差出した。その水抜の計画というのは、坂本村境より二〇三間半の水抜を切抜き、千枚・末廣・關東の諸間歩の水底の鉛石を採掘しようというもので、七カ年の工程と見積り、拝借銀一五〇貫目の年々の利足銀でその入用にあて、七年後に拝借銀を返納しようというのである^⑪。拝借銀に対し、大阪で家質^{かぢ}一〇〇貫目分を、残り五〇貫目分は備中で御下知どおりの田地を差上げるとある。

五右衛門等の訴願は、ついに当局の採用するところとならなかった。しかし住友が当局の諮問に答えた意見書の中で、吉岡銅山の振興策としての水抜工事計画案は、五右衛門のそれと趣意には大きな変りはない。住友が元祿四年に切抜いた水抜は、中野川筋つまり現在の白石長屋付近に坑口を開くもので、ほぼ海拔四七〇メートル前後の高度をもつと推定される。これよりさらに低地より水抜を切るためには、坂本村方面に坑口を求めなければならぬ。五右衛門の計画では坂本

村境より延長二〇三間半を七カ年で切るとあり、住友の意見書では、坂本谷より延長三〇〇間ほど、八カ年で切るというのである。坂本村境よりというのは、坂本村境の吹屋村地内に坑口をもつ意味であろう。これに対し住友の考えでは、村境に接するが坂本村地内に坑口を切るものであったと思われることは、後にも触れる。これが延長間数に大差のある理由の一つである。ともかく、住友ではこの水抜工事の成否に銅山の前途をかけて、稼行に着手することになった。

註

- ① 第拾参輯「別子銅山の発見と開発」九一―九三頁。
 銅山の発見と開発」九八一―一〇五頁に述べている。
- ② 「備中銅山元祿四未年々諸願控」、「元祿十四備中豫州御銅山之覺」午正月泉屋吉左衛門御銅山之儀御尋ニ付存寄申上書。
 ⑦ 「銅山雜書」元祿十五年拝借金・家質につき覚書。
- ③ 「右同二記録」午正月泉屋吉左衛門御銅山之御尋ニ付申上書。
 ⑧ 「元祿十四備中豫州御銅山之覺」元祿十五年十一月遠藤新兵衛覚。
- ④ 「右同二記録」元祿十五午年泉屋吉左衛門銅増益之儀御尋ニ付申上書。
 ⑨ 「元祿十四巳年ヨリ 銅座留帳」元祿十四年巳九月五右衛門等水抜普請の為め拝借銀願書。
- ⑤ 「備中銅山豫州銅山元祿四未年々諸願控」午正月泉屋吉左衛門拝借金買請米に付願書。
 ⑩ 第拾式輯「住友の吉岡銅山第一次経営」に、前掲の天明八年の書上によつて、住友が元祿十一年秋まで稼行したように記したが、これは五右衛門の願書に従い、同年春の返上と訂正する。
- ⑥ この経緯中で、別子銅山に関する事項は、前輯「別子利右衛門は大家氏初代利(理)右衛門宗勝であろう。」

住友の吉岡銅山第二次経営とその後

⑫ 願書とともに差出した小日記によると、水抜普請一日一夜分入用を銀三三匁四厘、一カ年三五四カ日の入用を銀一一貫六九匁一分六厘とし、拝借銀の貸付利銀

一カ年一〇貫八〇〇目(一カ月六朱、一カ年七分二朱)として、不足分八九六匁一分六厘は稼行人より補充するとある。

三 稼行経過、産銅情況

吉岡銅山の稼行請負について、運上は山師取分銅一、〇〇〇貫目に対し一〇〇〇貫目とし、一〇〇貫目の代銀五五〇匁ずつの計算で代銀納すること、また御番所御入用米一〇九石二斗の分を年々三分一値段の代銀で上納し、御番所小屋は代官所の指示により住友が建設し、その破損修覆をも負担することは、第一次経営の場合と変わらない。ただし、運上銅の六〇分一を口銅くちとよんで現物納の形をとり、残りの銅を代銀納とした。口銅の制度は、別子銅山では元祿七年の御運上目録に初めて記されるが、吉岡ではこの年の御運上目録にもその事実が見えない。しかし第二次経営では、ここでも口銅があったことはほぼ確かである。

元祿十六年九月江戸店の孫兵衛が、御勘定所の役人と思われる下村甚兵衛よりの依頼で諸銅山の出高を書付けた覚があって、吹屋村銅山については

但銅壹ケ年ニ拾六七万斤も出申候、是ハ去年^ハ又々取立申山之義ニ御座候故、此後ハ段

々重ク出可申様ニ奉存候

とある。^①しかし、元祿十五年中に、手山即ち住友経営の吉岡銅山より大阪へ送られた銅高は二万四、六四四斤、二三六丸^{まる}であつて、これが六月以後のほぼ産銅高と見てよいであらう。^②同年秋代官遠藤新兵衛が、吹屋村へ出張して検分したところを御勘定所へ報告した中に、水抜工事に従事している他方では、鉑石を掘っている状況を述べて「庄屋五右衛門稼の時分より銅も少々多出申候」といつている。先きの孫兵衛の覚に、一カ年に一六、七万斤も出るとあるが、元祿十四、五年頃にそれほどの産銅があつたとは思われない。住友の第一次経営の末期元祿十年には約二〇万斤の産銅があつたが、孫兵衛はその記憶より推測してこのような報告をしたのかも知れぬ。元祿十六年の産銅高については所見がない。しかし翌宝永元（一七〇四）年分については次の記録がある。^③

備中國吹屋村銅山御運上目録

一 銅高五千七拾九貫五百目 出來銅辻

此譯

四千六百拾七貫七百貳拾七匁貳分八厘 山師取分

四百六拾壹貫七百七拾貳匁七分貳厘 御運上 但 銅千貫目ニ付
御運上百拾匁目ツ、

内七貫六百九拾六匁貳分壹厘 口 銅 但 拾貳貫目ニ付
口銅貳百目ツ、

殘四百五拾四貫七十六匁五分一厘

代銀貳貫四百九拾七匁四分貳厘 但 銅百貫目ニ付
代銀五百五拾匁

右之銅申正月ハ同四月迄四ヶ月分燒吹仕、御差圖を請問符燒竈床屋之内晝夜御吟味之上御
改被成、小帳面之通相違無御座候、尤五月ハ極月迄ハ鋪内水強稼相止申候ニ付右之通ニ御
座候以上

寶永貳年酉正月

泉屋吉左衛門

遠藤新兵衛様

御手代中

これによると、五月以後は涌水がはげしいため採掘が不能となったのである。稼行の前途が多
難であることを思わせるものであった。宝永二年以降の銅の出来高（産銅額）と運上銅代銀を、
「備中川上郡吹屋村御銅山御運上目録」および「豫州備中御運上控帳」によって示すと次のよう

になる。運上銅代銀は、運上銅より口銅を控除した残りの上納銅代銀である。

宝永二年	銅	銀
三年	一一、五一三斤余	九〇五匁七一
四年	一三、七四一斤余	一、〇八〇匁九八
五年	四六、六二八斤余	三、六六八匁一三
六年	一六、八一〇斤余	一、三二二匁四四
七年	四四、八三二斤余	三、五二六匁八二
正徳元年	二七、八二三斤余	二、一八八匁七四
二年	一九、六五五斤余	一、五四六匁二四
三年	一七、九四四斤余	一、四一一匁六七
四年	一、四〇七斤余	一一〇匁七二

これで見ると、年々の産銅額は高低がはげしく、かつその最高額さへなお五万斤に達してない。

宝永五年より正徳二年まで五カ年間の、大阪の吹屋の諸国銅の買入高と買入値段の記録がある

が、吉岡銅の分は次のようである。^④（買入値段は一〇〇斤につき）

(一) 宝永五年	銅 五八、五〇〇斤	銀 一〇五匁
六年	二九、〇〇〇斤	一〇五匁
七年	四三、九〇〇斤	一〇五匁
正徳元年	二一、〇〇〇斤	一一〇匁
二年	一〇、〇〇〇斤	一一〇匁

また、正徳六（享保元）年五月、大坂町奉行鈴木利雄の依頼により、正徳二年より同五年まで四カ年間の諸国銅の大坂廻着高、代銀高および値段付（銅一〇〇斤につき）を吹屋より書上げているが、吉岡銅の分は次のようである。^⑤

(二) 正徳二年	銅 七、〇〇〇斤	銀 一二〇匁
三年	一六、〇〇〇斤	一二〇匁
四年	三、八〇〇斤	一二〇匁

さらに、住友が宝永五年より正徳三年まで六カ年間の銅買入高、手山銅登り高および代銀の書付を大坂町奉行所へ提出しているが、そのうち吉岡銅の分は次のようである。^⑥

(三)宝永五年 銅 五〇、八四五斤 銀 五三、三八七匁二五

六年 二四、二〇〇斤 二五、四〇〇匁

七年 四四、五〇〇斤 四六、七二五匁

正徳元年 二五、二六〇斤 二七、七八六匁

二年 一〇、〇〇〇斤 一一、〇〇〇匁

三年 二三、〇〇〇斤 三四、五〇〇匁

手山は住友経営の銅山で、別子・吉岡兩銅山のほか、正徳三年には日向の日平銅山・土佐の桑瀬銅山や播磨の小畑銅山がある。元祿十四年銀座加役として大阪に銅座が設けられ、諸国より大阪へ送られた荒銅は、実際は銅商吹屋が棹銅・型銅に吹いて長崎廻銅や地売払に当るが、すべて荒銅を銅座が買上げ、吹屋に賃吹させ、地売払値段および仕法を指示し、自ら長崎廻送するという形式を採った。正徳二年銅座を廃止し、六月から吹屋一七人が長崎廻銅も引請けて差送るようになった。住友が、手山の産銅はすべて引取りその吹屋で吹いたことには、実際上は変りはない。その他に秋田・永松・生野等をはじめ諸銅山の産銅の一部を買入れているが、すべて住友で吹いたわけではなく、一部はさらに他の吹屋にも売渡された。

宝永七年十月住友より大坂三郷惣年寄会所への届出によると、宝永六年中に住友へ送られた「備中吹屋村御山銅」の登り高は二万四、二〇〇斤、代銀二五貫四〇〇匁とあり、また正徳元年十月の同じく届出によると、宝永七年中の同じく登り高は四万四、五〇〇斤、代銀四六貫七〇〇匁とある。この数字は(三)のそれと一致する。さらに正徳元年十一月の届出には、同年正月朔日より十一月十五日までの登り高は、二万二、〇〇〇斤、代銀二四貫二〇〇匁とあり、翌正徳二年正月の届出には、正徳元年十一月より同年極月晦日までの登り高は、三、〇〇〇斤、代銀三貫三〇〇匁とあるから、正徳元年中の登り高は計二万五、〇〇〇斤となつて、ほぼ(三)の数字に近い。また、正徳三年二月の届出に、同二年中の登り高一万斤、代銀二一貫匁とあり、(三)と一致する。(一)と(三)の吉岡銅高は、正徳二年分を除いては一致せず、五カ年分の合計高も(一)の方が七、五九五斤多くなつてゐる。また(一)(二)で正徳二年分に差があり、(二)(三)の正徳三年分にも多少がある。正徳五年正月の届出には、同四年中の登り高は三、八〇〇斤、代銀七貫九八〇匁とあり、斤数は(二)と合致する。(7) (代銀高は(二)が正しいと思われる)

正徳二年十月住友より代官平岡彦兵衛へ提出した報告では、同年正月より八月までに吉岡銅山元の出来銅高は一万五、九〇〇斤であるが、正月より九月十二日までの登り高は一万斤で、前

正徳元年の同期間の大阪着銅高は一万八、二六〇斤であったという。^⑧さらに正徳四年七月の報告では、正徳三年正月より七月十五日までの廻着銅高は一万五、一〇〇斤で、正徳四年の同期間のそれは二、〇〇〇斤であると見える。^⑨このように報告によって、同じ年度分の登り銅高に出入があるのは、廻着銅を受入れた期日によって集計に差が生ずるのも一因らしい。

「備中川上郡吹屋村御銅山御運上目録」等による産銅高を、該当年度の大阪登り高或は買入高と比較すると、その間かなりの差がある。もとより産銅がすべてその年内に大阪へ廻送されたわけでないから、一致しないのが当然である。しかし、たとえば、運上控帳によって宝永五年より正徳二年まで五カ年の出来銅高を合計すると、一三万六、〇九五斤六二五となる。^(一)の合計高はもとより^(三)の合計高に比較しても一万八、七一〇斤ほど少ない。これは、宝永四年の出来銅高を加算してようやく近似するほどの大きな開きである。銅山山元で行なわれる公儀改め、即ち運上の基準となる公式の掛改めと、稼行人がわで行なった貫目掛けとは、目方が違っていたようである。登り高・買入高は後者によるもので、これが実際の目方であるといえよう。おそらく、これが前述のような大きな開きを生じた有力な事由であるまいか。^⑩

水抜の工事に重点がおかれたが、他方において、涌水に苦しみながら古間歩の採鉱をつづけた。

本十枚間歩は、万治・寛文頃に大阪の濱田屋庄兵衛が稼行主時代に、その下財廣嶋七郎左衛門等が取明けたといわれるが、宝永三年盆後より翌年正月末へかけて、二挺ならびで、大角樋一三挺とさらに小角樋四挺合わせて一七挺を装置した。そして本十枚のうち西の坪（本十枚の枝坑七丁坪とよばれたのが、これに該当すると思われる）において、その根戸（底部）から涌水を小樋七丁で揚げ、これを笥で導いて、本樋（前述の二挺ならびの一七挺の樋）で揚水し、笥で船鋪の排水路へ流して坑外へ放出した。本十枚・船鋪両間歩間の笥の延長は一二五間という。しかし宝永四年七月涌水強くて採掘をやめた。中十枚間歩は、住友の第一次経営の泉屋彦兵衛名代時代に取明けたが、本十枚と坑内で疏通しており、笥の延長が一〇〇間余ある。宝永四年春より取明けにかかり、やがて本十枚の採掘を中止したので、代わって採掘に着手した。本樋一一挺で涌水を揚げて笥に注いだのであるが、樋七番つまり七挺目の樋より東のところに鉋が出た。しかしその鉋も一〇挺目まで下がると細くなり、やがて涌水が強くなり、十一月には採掘を中止した。^⑩その後正徳元年に納戸山間歩を取明けて少量の鉋を採ったが、瀬戸間歩の採掘は失敗している。

正徳三年春代官平岡彦兵衛は、住友に対して、吉岡銅山の採掘を止めて、水抜工事のみに専心しているように聞かすが、それが事実なら採掘中止はどういう理由からかと尋ねた。これに住友よ

り答えた中に

右銅山之儀稼相止候儀、全無御座候、元來此御山之義數百年稼申御山ニ而御座候故、中通ニハ、稼場無數御座候得共、水拔成就仕候迄ハ先年切殘候鉑石少ツ、掘揚、唯今迄燒吹仕來り候得共、年々古山ニ罷成候ニ隨ひ、中通り鉑石掘盡し、おのつから次第ニ山稼淋敷相見へ申候、鉑石掘場御座候得ハ相止申儀曾而無御座候、惣而古鋪之内ヲ稼申事ニ御座候故、鉑石ニ逢候へハ、夫ニ應し鍬數相立燒吹仕候故、山稼賑ひ申候、鉑石ニ逢不申候得ハ、鉷さかしと申迄を切申事ニ御座候故、おのつから稼尺取不申様ニ相聞へ申候御事

とある。さらに、同年暮に住友より平岡代官へあてた願書に

中通り數ヶ所之古間符取明、大造成普請仕○中略其上中通り稼山も掘盡シ唯今にてハ稼可申場所も無御座候

といっている。古間歩取明け大造なる普請というのは、本十枚や中十枚の取明けの工事を含めて述べたのであろう。しかし正徳になると、出来銅高はいよいよ減少した。他方に水抜工事は、岩盤も堅く計画通りに進捗せず、住友では銅山返上の方針へ傾いていった。

註

- ① 「銅座御用控」九月十七日泉屋孫兵衛覚。
- ② 「銅座御用控」未十月泉屋吉左衛門午年中手山銅元拂目録。
- ③ 「豫州 御運上控帳」。
- ④ 正徳三年巳四月「去ル子年辰年迄五ヶ年分買入銅高并買直段之書付」。
- ⑤ 正徳六年申五月「正徳六年申四月廿九日於飛驒守様被仰付候辰年去去年迄四ヶ年分廻着銅之員數并直段付同代銀高之控帳」。
- ⑥ 正徳三年巳五月「子年辰年迄銅買入高手山銅登高代
- ⑦ 住友より大坂三郷惣年寄会所への届出は、「年々諸用留二番」による。
- ⑧ 「備中銅山控」辰十月泉屋吉左衛門覚。
- ⑨ 午七月泉屋吉左衛門覚。
- ⑩ 前輯「別子銅山の発見と開発」二二九—二三四頁参照。
- ⑪ 「宝の山」。

四 疏水坑工事、経営の終末

元祿十五（一七〇二）年六月、吉岡銅山の経営を引継ぐとともに、直ちに水抜工事に着手した。同年秋代官遠藤新兵衛が銅山を検分して御勘定所へ報告した中に「當秋拙者出張見分仕候處、餘程水抜深參候」と見える。

この水抜の所在地は何処であろうか。後に大塚が切抜いた疏水坑を新水抜大切おまきりというに對して、銀座が稼行したとき切抜いた疏水坑を古水抜大切とよんだ。大塚も銀座が着工した水抜の跡を承けて、新水抜を切進めたのであるが、銀座もおそらく住友の着手した水抜の跡を承けて古水抜を切進めたものと思われる。銀座が切抜いた古水抜も、大塚が切抜いた新水抜も、ともに船鋪間歩に及んだものであるが、住友や前稼行者五右衛門の水抜計画は、その延長間数よりいっても、一先ず千枚間歩をめざしたものといえる。

住友の着手した水抜が、はたして以上のようにであれば、これは現在の一番通洞に該當すると思われる。一番通洞は海拔四五四メートルの高度である。住友が第一次経営に切った水抜は中野川筋即ち白石長屋付近に水抜口を開くもので、およそ一〇メートル余の高低差がある。

元祿十五年六月より極月まで、同年内に九間一尺五寸を切ったが、以後掘進の速度が鈍って、宝永五年五月までに、二五間一尺七寸五分を切った。^①

五間三尺九寸 元祿十六年中

三間五尺五寸 宝永 元年中

二間一尺六寸 二年中

一間三尺

三年中

一間五尺一寸五分

四年中

五尺一寸

五年正月より五月晦日まで

宝永五年まで別子・吉岡両銅山は笠岡代官遠藤新兵衛の管轄下にあったが、翌年より別子は石原新十郎、吉岡は京都代官平岡次郎右衛門・同彦兵衛の支配となり管轄が分れた。同年十月、住友より石原・両平岡あて、拝借金一万両は七分通りは豫州銅山の仕入に、三分通りは備中銅山の入用（水抜工事の）に使用している現状を述べ、拝借金の内訳方を願出たが、五、〇〇〇両は備中銅山付、残り五、〇〇〇両は買請米六、〇〇〇石とともに豫州銅山付と裁定された^②。正徳二年二月には、住友より水抜工事が第一と心得て努めているが、堅固な巖石に逢い、火をかけるなど工夫したが、思うように捗らない、しかしこの巖石は一〇間、二〇間と考えるから、それを切抜けばまた工事も進むことになろうと述べ、拝借金の返納を来る寅年まで一〇カ年延べることを願出た^③。正徳二年が拝借金返納の期限になるからである。三月に両平岡代官より拝借金差延べについて意見を添えて、御勘定所へ伝達して聞届けられた。

「宝の山」によると、水抜工事の年々の進捗情況は次のようである。

九間三尺五寸

元祿十五年六月より
同極月晦日まで

五間四尺九寸

元祿十六年

四間一尺

宝永元年

二間二尺六寸

二年

一間三尺五寸

三年

一間五尺六寸五分

四年

一間四尺五寸五分

五年

一間二尺六寸五分

六年

一間五尺四寸五分

七年

三間五寸

正徳元年

五間二尺

二年

九間五寸

三年

計 三九間三、尺

宝永五年五月の前に記した水抜工事の年々の進捗情況と少差があつて、同四年まで六カ年に約

五尺「宝の山」の記載は長くなっている。正徳二、三年は宝永年間に比較して、やや工事は捗つたが、それでもこれまでの切延間敷は最初の計画の延長三〇〇間に対しては程遠い。^④古間歩の稼場も掘尽した状態で、また近年は物価高騰のため、このまま工事を続行すれば失費はますます嵩み、末々には拝借金返納も覚束ないというので、住友も不本意ながら一旦稼行を打ち切り拝借金と銅山の返上を決意した。そこで正徳三年十二月十日晚、友榮自ら上京して代官所へ願書を提出した。それには

去辰年々今年迄水拔間敷拾貳間餘切通し候得共、兼而奉存寄候と相違仕、水拔順道堅ク彌間敷尺取申間敷と奉存候、其上中通り稼山も掘盡し唯今にてハ稼可申場所も無御座候、此後御願を以相稼候共私力ニ難及奉存候、唯今迄中通り山稼水拔仕入數年丈夫ニ仕候故、夥敷損銀仕候ニ付、水拔成就仕候ハ、損銀取戻し可申と奉存候處、近年諸色別而高直ニ罷成、此末失却相嵩末々御金上納仕候義無覺束奉存候ニ付、乍恐拜借御金五千兩代り銀三百貫目唯今被召上、御山差上申様ニ被爲仰付被下候者難有可奉存候とある。^⑤

ところが、その一〇日余り後に、手代勘平が、坂本村の古間歩の試掘についての願書を京都へ

持参し、予め元締家の内意を質した。それは坂本村の古間歩を見分したところ、望みもあるから、問掘いたしたく、問掘中鉞石が出れば代官配下の吹屋村出役人へ報告してその下知をうけることとし、また当初に少量の鉞石が出るうちは吹屋村へ引取り製錬したいというのである。元締より問掘の願書を差出すよう注意されて、勘平は下阪し、早々に願書を認め直して提出した。しかしこの問掘の結果は思わしくなく、翌正徳四年五月には問掘中止を願うため手代平助が上京した。そのとき代官から「坂本問掘御断申上相止候以後、彌以水拔無油断相稼、其外中通無懈怠相働見候様ニ」と告げられた。つまり、前年暮の拜借金返納、銅山返上の願書を代官は直ちに受容れないで、稼行の継続を強く勧めたようである。平助は、また元締藤木丈助へ口上書を差出したが、それには現在吉岡銅山では、掘子(諸国鉞山では多くは掘大工という)を二〇人ほど抱えているが、鋤二挺前即ち八人に減員したいと述べている。鋤一挺前とは、掘子四人が一組となって交替で、銀切や採鉞に従事したのである。即ち古間歩の稼場もなくなり、二〇人もの掘子を手業もなくて抱えておくのは、諸物価高騰の折難儀に思われるし、かえって下財はわがままとなり山師の命を聞かぬようになって、水抜工事にも不精となる心配もあるから、練達した掘子を選び水抜工事に専念させ、他のものは古間歩内に稼場ができたとき稼がせるようにしたいというのであった。

正徳四年春、さらに住友より拝借金五、〇〇〇両の代り銀三〇〇貫目とし銀による返納を願出たが、翌五年春友芳が貨幣改鑄の用務で江戸にあったとき、拝借金返納は銀ではいけない、金納しなければならぬが、金納して銅山を返上するかどうかと問合せがあった。そこで住友では下命通りにすることを願出でることになった。それとともに、明年九月金二、五〇〇両、明後年九月二、五〇〇両の上納の聴許を願っている。^⑥この拝借金返納に金納か銀納かが問題になったが、当初元祿十五年拝借金一万両を銀をもって貸与されることを住友では希望した。これは、大阪をはじめ西日本では銀通用であるからでもあるが、銀相場が金一両五八匁ほどで公定相場より高かった事情にもよろう。ところが、正徳四、五年頃は金一両は通用銀で七五匁より八〇匁というように銀が安くなっている。それが銀納を許さなかったおもな理由であろう。^⑦

さて、住友よりの明年・明後年の半金ずつの返納願いに対し、代官平岡彦兵衛は当年暮に半額、明年中に残りの返納を命じ、これに対し、年内はすでに余日もないことゆえ、半額を明年二月、残りを九月に返納することを願出ている。

このようにして、正徳五年中に、住友は吉岡銅山経営を打切ったものと思われる。同年十一月幕府は、公私領の諸銅山に対して一カ年に大阪へ廻送する割合銅高を定めて、明年正月より八月

中までに大阪へ送らせ、それが不可能である事情があれば書面をもって上申させることにした。吉岡銅の割合銅高は三、〇〇〇斤であった。しかし採掘中止の銅山等もあって、割合銅高と、それらの事情を付札にして記して、翌享保元年六月、住友はじめ銅吹屋を大坂町奉行所に呼出し、鈴木奉行より申渡した。^⑧吉岡銅について

此銅山之義唯今迄之受負願ニ付山相止候ニ付、跡請負人極り山稼取掛り銅出方之様子可申越由、彦兵衛(平岡氏)書付差出し候ニ付當年ハ廻高無之積り

とある。

註

① 「年々諸用留二番」備中大水抜間數改高。

② 「備中銅山控」宝永六年丑十月泉屋吉左衛門下代五兵衛・安兵衛拝借金内訳方に付願書。

③ 「備中銅山公用帳」正徳二年辰二月泉屋吉左衛門拝借金差延べに付願書。

④ 註⑤の願書に、「辰年か今年迄水抜間數拾貳間餘」あつて、正徳二年および同三年十一月頃までの切延間數一二間余とすれば、約七間が正徳三年分の十一月頃ま

住友の吉岡銅山第二次経営とその後

での切延べとなる。従つて、九間余の切延間數の中に

は幾分翌四年の工事をも含むかも知れない。

⑤ 「備中銅山公用帳」正徳三年巳十二月泉屋吉左衛門拝借金、銅山差上に付願書。

⑥ 「備中銅山公用帳」正徳五年末十一月泉屋吉左衛門拝借金返納、銅山返上に付願書。

⑦ 通用銀は、中銀・三宝・四宝の諸銀である。金納あるいは銀納の形のを、銀あるいは金で納める場合は、

金一兩銀六〇匁の公定相場によるのが慣例であったようである。

遊被仰渡候御割合銅之書付之覺。この書付は申五月付である。

⑧ 「年々諸用留三番」申六月六日鈴木飛驒守様へ御召被

五 大塚の第一次経営と銀座の稼行

吹屋の大塚文書に、吉岡銅山の古来の稼行人の次第を記した文書が二種あって、一は文化元（一八〇四）年十一月大塚利右衛門より久世役所へ差出した「吉岡銅山相續之次第」の書上であり、一は天明八（一七八八）年四月に記した「慶長年中ヨリ天明八年申迄、備中國川上郡吹屋村吉岡銅山請負人覺」である。

文化元年の書上によると、享保三（一七二八）年九月、京都の片木屋甚兵衛が吉岡銅山を請負うことになって、運上銅を一〇〇斤につき一〇斤ずつ納めたとある。この運上銅は、天明八年の覺に「御出來銅に外壹割」と記される。外一割というのは、出來銅を一・一で割った銅が山師取分となり、即ち山師取分に対する一割を運上する法である。^①しかし、片木屋の稼行時代に外一割の運上であったというのは後にも述べるように誤聞らしい。また、その間の産銅情況は不明である

が、享保六年まで実施せられた諸国割合銅の中には吉岡銅は見えない。

享保七年六月大塚利右衛門(二代、宗俊)が、吉岡銅山を引請け、寛保二(一七四二)年十月まで二一カ年余稼行した。これが大塚の第一次経営である。天明八年の覚に

同寅(享保七)年^ハ福岡屋利右衛門御請負仕、御運上銀へ出来銅百貫ニ付銅拾壹貫五百目

宛此代銀六百目之積、出銅御改之儀へ毎日銅吹申候度毎、御役人様銅山吹場へ御出、御

改日々御帳ニ貫目御留置、毎月晦日出銅員數之都合山師並同村庄屋立合、月日録御役所

へ差上申候

とある。大塚文書に、大塚が銅山を引継いだときの記録がある。^②これによると、享保七年正月より同年六月二十一日までの出来銅高は、二、七八二貫五〇〇匁であり、これに対する運上銅高は二七八貫二五〇匁となっている。そして「但内一割分」と註記されていて、運上銅は出来銅高の一割であるから、山師取分の一割即ち外一割ではない。この運上銅は片木屋が上納すべき分である。運上銅代銀は上銀で一貫六六九匁五分であった。上銀とは享保の新銀のことで、銅一〇貫目につき新銀六〇匁の値段であった。大塚が代って運上銅代銀を上納したようである。

銅山には片木屋の手代六郎兵衛が支配人として詰めていたが、大塚は六月二十日・二十一日二

日の出来銅六六貫二〇〇匁を加えて計八二貫八〇〇匁の銅を同人より受取った。この銅代銀は四九六匁八分であり、その他に六郎兵衛より買取った鉾山用の諸道具等の代銀を合わせて、銀一貫八三匁四厘となった。大塚が取替え上納した運上銅代銀と差引して五八六匁四分六厘が不足であり、この不足分は七月内には決済されたようである。

また、この記録の中に、片木屋の稼行の内容についていくらか窺いうる記事がある。それは下山人数として、頭茂兵衛の八人組、頭太兵衛の三(五の誤りか)人組というように、三人以上の組が六あってそれぞれ頭の名が記されるが、そのほか一人組がひと、切売ということでも又七等四人を挙げている。下山とは稼行人(経営者)から山即ち鋪(間歩)を下稼ぎさせることである。即ち八人組は八人が仲間となつて下稼ぎするので、茂兵衛はその組頭である。通常下稼人は一鋪を請持つので、鋪持ともよばれる。切売とは、鋪内の掘場(稼場)を請持つので、やはり下稼人である。

大塚が六郎兵衛から買取ったものの代銀中で、上銀二六四匁五分二厘は「銅五拾一貫三百目、此斤三百二十斤八四二五、但茂兵衛分銅代、六月廿二日改銅」とある銅代銀である。これは茂兵衛より片木屋へ納めた銅を、大塚が引継いだことを意味する。また、同じく上銀一八四匁九分の内訳は、太兵衛分四〇匁二厘、五介分七匁五厘、吉三郎分一三七匁八分三厘となつているが、こ

れも頭太兵衛の五人組、切売の五助、頭吉三郎の三人組より納めた銅代である。これらによると、下稼人は各自に銅を製出し、片木屋がこれを買集めたので、大塚の第二次経営のとき、同様の仕法が行なわれた。

大塚の第一次経営中で、後期の元文元（一七三六）年より寛保二（一七四二）年までの出来銅高は次のようである。^③

六三、四五七斤五	元文元年
一六九、三一七斤五	二年
一一三、九九六斤二五	三年
一二六、四九一斤八七	四年
八八、九三九斤三七五	五年
六七、八二三斤一二五	寛保元年
一〇三、八二七斤五	二年

これによると、出来銅高ではかなり良好な成績をあげている。それにも拘わらず、大塚は寛保二年十月で稼行を打ち切り、銀（銅）座がこれを引継いだ。天明八年の覚には、十一月より大坂銅座

が請負ったとある。十月には、大塚は銅座名代の長尾九郎左衛門に、勘庭をはじめ、門長屋一軒・碎女小屋一軒・ゆり物小屋一軒・炭蔵二軒・床屋三軒(鉛吹三床・真吹二床等の設けがある)および焼釜七軒(釜数五五あり)等を引渡した。^④

寛延三(一七五〇)年九月銀座年寄尾本吉左衛門から、元文三年に銅座が設けられて以来銅座より諸国銅山に対して、銅代の前銀或は仕入銀として貸与した銀高や、また「直稼仕入」即ち銅座が経営した銅山への仕入銀渡の銀高を御勘定所へ書上げている。^⑤その「直稼仕入」の中に吉岡銅山の分もあって

四百五十五貫百目餘

御代官所備中國吉岡銅山仕入銀、但寛保二年戌十一月稼始

とある。文化元年の書上に「寛保二年十月、京都銀座御請負申上山仕、同十一月朔日ヨリ相稼候」とあって、寛政頃以後の記録には銀座の請負と記す場合が多い。しかし寛保二年十月、銅山の家小屋は銅座名代長尾九郎左衛門に引渡されており、九郎左衛門は京都銀座年寄で、銅座が銀座加役として設置されたので彼は銅座役人でもあった。吉岡銅山は銅座経営であったが、寛延三年銅座が廃止されて、銀座に引継がれたわけである。

寛延三年銅座を廃止し、大阪に長崎御用銅会所を設け、翌宝暦元年に長崎会所より役人が派遣されて長崎御用銅の買入れに当った。これより以前延享三（一七四六）年に御用銅定高を三一〇万斤として、秋田・南部・別子立川のほか、柏木（播磨）・吉岡・生野・多田の諸銅を買入れてこれにあてた。しかし宝暦四年になって、御用銅は秋田・南部・別子立川の三銅山に割当て、他の銅山は出銅不定の理由で御用銅に買上げることが差止めた。同十三年には秋田・南部銅山の産銅が不足するなどの事情があったため、翌明和元年には三カ山の御定高を二四五万斤とした。この年には御用銅として吉岡銅の買上げが行なわれ、銀座年寄より吉岡銅山は年々一〇万斤を出すから、一〇〇斤につき代銀一四四匁で一〇万斤を御用銅として売上げたいと申出て、また、一〇万斤以上の出銅増の分は年々申出て御用銅として増売することを付言した。そこで、明和元年以来、御用銅とし、吉岡銅一〇万斤、増売あるときはそれも同様に買上げられた。なお、御用銅の斤数は棹銅でいうので、この一〇万斤も山元の出来銅即ち荒銅ではなく棹銅である。即ち大阪の銅吹屋で棹銅に吹いて、銅会所へ納めることになる。

明和三年大阪の長崎御用銅会所を銅座に取立てて、諸国銅を一手に取捌くことにした。吉岡銅山の荒銅も大阪へ廻送し、大坂詰の銀座役人より廻着銅を銅座へ届けた上で銅吹屋へ渡し、棹吹

の出来銅分はこれを吹屋より銅座へ届けた。銅座より長崎積下しの船を指示し、積入箱数を検分した上で、代銀を支払った。

宝暦元（一七五二）年より天明元（一七八二）年まで、銅会所・銅座が御用銅として買上げた吉岡銅の各年の銅高は次のようである。買上値段は一〇〇斤につき、宝暦四年までは銀一四一匁五分、同十三年以後は一四四匁である。^⑥

七八、〇〇〇斤			宝暦	元年
七八、〇〇〇斤				三年
七八、〇〇〇斤				四年
買入御定高	増売上銅	計		
三一、八〇〇斤			宝暦	十三年
一〇〇、〇〇〇斤	一〇、〇〇〇斤	一一〇、〇〇〇斤	明和	元年
一〇〇、〇〇〇斤	三〇、〇〇〇斤	一三〇、〇〇〇斤		二年
一〇〇、〇〇〇斤	三〇、〇〇〇斤	一三〇、〇〇〇斤		三年
一〇〇、〇〇〇斤				四年

一〇〇、〇〇〇斤						五年
一〇〇、〇〇〇斤						六年
一〇〇、〇〇〇斤	二八、〇〇〇斤	一二八、〇〇〇斤				七年
一〇〇、〇〇〇斤	六九、〇〇〇斤	一六九、〇〇〇斤				八年
一〇〇、〇〇〇斤	五一、〇〇〇斤	一五一、〇〇〇斤				元年
一〇〇、〇〇〇斤	七五、〇〇〇斤	一七五、〇〇〇斤				二年
一〇〇、〇〇〇斤	五五、〇〇〇斤	一五五、〇〇〇斤				三年
一〇〇、〇〇〇斤						四年
一〇〇、〇〇〇斤						五年
一〇〇、〇〇〇斤						六年
一〇〇、〇〇〇斤						七年
七八、六〇〇斤						八年
四〇、三〇〇斤						九年
三〇、〇〇〇斤						元年

安永

天明

安永八年の御用銅買入高は七万八、六〇〇斤であるが、前年の積越二万一、四〇〇斤を加えて、御定高一〇万斤を用立てた。しかるに「子歳(安永九)ニ到り鉛石出方相減、拾萬斤之高揃兼書面の高」になった。

銅座が吉岡銅山を引継いだ翌年の寛保三年の正月より十二月までに、住友へ廻着した備中国荒銅は、四万七、九五六斤五分、代銀八九貫九八三匁三分四厘と報告されている。^⑦この備中国荒銅は、おそらく吉岡銅であろうと思われる。吉岡銅が住友のみに送られたわけではないが、この年の吉岡銅山の出来銅の大部分を占めているものであろう。

宝曆十一年、同十二年に大阪銅吹屋仲間中に廻着した吉岡銅は、九万一、三九一斤余と、一〇万二、四六一斤八分五厘七毛であった。この两年は御用銅としての買上げはなかつたので、いづれも地売銅となった。宝曆十二年の買入値段は、一〇〇斤につき銀一五六匁五分より二一三匁まで、平均一九四匁六分となっている。住友において別子銅山のような手山の銅は当然に住友の吹所で吹くが、諸国銅はその頃一四軒の銅吹屋へ割合せ配分して吹くのが普通である。錢屋四郎兵衛は南部銅の一手吹を当時認められたが、その代り割合より除かれていた。吉岡銅の場合も何軒かの吹屋へ配分された。

明和四年以来、銅座は御用銅・増売上のほか、地売銅として吉岡銅を買上げている。これは御用銅が精銅（棹銅）であるのと異り荒銅の斤高である。買入の吉岡銅高一〇〇斤につき平均値段は次のようである。

一三、三八〇斤	一七六匁五二	明和四年
三、三七〇斤	一七六匁三五余	五年
一〇、六〇〇斤	一七〇匁	六年
二六、七〇〇斤	一七六匁三二余	七年
一七、二〇〇斤	一七六匁四五余	八年
二〇、六〇〇斤	一七六匁二七余	安永元年
二〇、六〇〇斤	一七六匁三一余	二年
一八、五〇〇斤	一七八匁一八五余	三年

御用銅に比較して地売銅の買入値段が高かったに拘わらず、銀座は増売上まで申出て積極的協力的であった。それはもと銅座の直稼ぎより吉岡銅山が引継がれていて、銀座の立場よりいって当然ともいえる。また、銀座は水抜工事にも巨額の拝借金を受けていて、おそらく返納には銅代

銀をもって勘定したと推察されるが、具体的には知りえない。

銀座稼行中に、金三万両という巨額の拝借金を資金として、大切水抜を船鋪へかけて切通し、盛山となったが、しだいに掘場が深くなり水抜通りより樋数三〇挺余の間数三〇間余りも掘下げた、このためまた水鋪となり、水引きのためには経費が嵩んで仕当てに引合わぬので、船鋪の水を抜くため、さらに新水抜を切りかけたが、二四〇間余切入ったところで天明元年十一月より休山したという。寛政二（一七九〇）年十月の大塚兵十郎の吉岡銅山の稼行計画を述べた願書に

銀座請負稼追々深鋪ニ成、水勢強稼差支、御願之上金三万兩御拜借被仰付、大切水抜切通、其外風廻し等數ヶ所切抜、船鋪と申所ニ而盛山仕候處、段々相稼候内大切水抜通樋數三拾挺餘此間數三拾間餘堀下ヶ候ニ付、又候水鋪ニ相成鉞石目當者御座候得共、水引取候入用莫大相掛候ニ付、仕當ニ難引合、大切水抜者三拾間餘此樋數三拾挺斗下り船鋪之水抜候積、銀座稼中此新水抜貳百四拾間餘切込候處、天明元丑年十一月を休山相成

と見える。^⑧ 金三万兩は寛保頃の相場で銀一、七五〇貫目ほどにもなるが、尾本吉左衛門の書上に記す銀四五貫余の吉岡銅山仕入銀はその中に含まれるのかどうか不明である。或は別個の拝借

金であろう。銀座の切通した水抜は、後に古水抜大切とよばれたもので、文化元年の大塚利右衛門の書上に「銀座請負中金三万兩御拜借被仰付、坂本村川筋ヨリ貳番手大水抜七百間餘切抜申候」とある。この貳番手大水抜というのは、住友の第一次経営のとき中野川筋へ切った大水抜を一番手としているからである。古水抜大切は現在の一番通洞に相当する。この水抜は住友が元禄十五年以来工事したものを、銀座が切継いだものに相違ない。住友が正徳五年稼行を打切るまで



古水抜坑口(一番通洞)跡、写真中央樹間の草むらの蔭の部分がある。

に、四〇間余を掘ったと思われるが、古水抜七〇〇間余のうちにこれは含まれる。住友も述べているように、宝永・正徳年間別子銅山に多額の仕入を必要とする事情もあって、拝借金一萬兩のうち、吉岡銅山の水抜工事には、ようやくその三分通りを廻したに過ぎぬという。銀座はそれに十倍する巨額の拝借金をもって、大規模に水抜工事

を推進したのである。

さて、この水抜の切通しは何時頃成ったであろうか。

明和四年坂本村の百姓二〇人が大塚定次郎から銀三〇〇匁を受取っているが、これは吉岡銅山水抜より流れる悪水掛りの田地へ、手当銀として銀座より銀三貫目を提供し、これを定次郎が預って一カ年一割の利息を、悪水掛り田地の関係百姓に渡すことになっていたのである。悪水掛り田地に対し手当銀即ち補償銀の提供は、水抜切通しの結果であろう。手当銀提供の年は確かでないが、明和三年か或はそれに近い頃かと想像される。宝暦末年には吉岡の出来銅は一〇万斤ほどに達したが、明和に入り増産し、銀座より御用銅定高一〇万斤のほか増売上銅まで申出ている。おそらく、この頃に水抜を切通したのであるまいか。明和八年・安永二年には出来銅高荒銅で二〇万斤を超えているが、^⑩その後は減産に傾いた。安永三、四年には新水抜工事に着手したのであるまいか。新水抜については大塚の水抜工事の条に述べる。

註

① 第拾参輯「別子銅山の発見と開発」一二八頁参照。

帳」。

② 大塚文書「享保七年寅六月吉日吉岡御銅山坑内改請取

③ 大塚文書 寛政三年亥五月大塚兵十郎「祖父利右衛門

吉岡銅山請負申出銅高書上。」

- ④ 大塚文書 寛保二年戊子十月福岡屋利兵衛「吉岡銅山家小屋引渡覺」。

- ⑤ 「銅座勘定帳」但銀座預り之節尾本氏之書上。

- ⑥ 「大意書」卷二御用備中吉岡銅譯書（近世社会経済叢書第七卷所収）。ただし、これには安永三年分までの

記載しかない。長崎市立博物館蔵「寶曆元年以來長崎御用銅御買入高并長崎廻銅高譯書」により補充。

- ⑦ 「年々諸用留六番」。

- ⑧ 大塚文書 寛政二戊歳十月大塚兵十郎「銅山仕様ニ付き願書」。

- ⑨ 昭和四十四年五月三十一日付吉岡鉱業株式会社より寄せられた報告に「以上の状況により、一番通洞以外に千枚間歩に向けた坑口は見当らない、また千枚間歩まで三〇〇間の計画は距離的にも合致している等より、

一番通洞の開坑は和泉屋が三〇間掘進して中止されていたものを大塚氏が完成した事になるのではないでしようか」とある。大塚でなく銀座が完成したものである。

- ⑩ 大塚文書 明和四年亥十一月坂本村悪水懸り百姓「銀子請取證文」。

- ⑪ 住友の記録によると、この頃吉岡平荒銅吹減定法は一〇〇斤につき四斤五分、同床尻銅は同じく一五斤五分である。吉岡銅平均吹減を八斤とすれば、安永二年の御用銅、増売上銅合せて一七万五、〇〇〇斤、この荒銅一九万〇、二〇〇斤余、これに地売銅二万〇、六〇〇斤を加えて二二万〇、八〇〇斤余となる。（寛政年間の例では吉岡の平銅と床尻銅の産高の割合は二・五―三と一程度である）

六 大塚の第二次経営

(一) 新水抜の工事

天明元年十二月より吉岡銅山は休山となったが、吹屋村庄屋要助から「鋪付百姓稼人」の相続のため、跡請負人が決まるまで、掘稼ぎを願出た。これは吹屋村百姓で、鋪付きの下稼人があり、休山のために渡世を失うからである。

天明三年十二月になって、大阪瓦町筋百貫町の小橋屋長左衛門が、五カ年年季で請負稼行することになった。運上銅は出来銅一〇〇斤につき六斤五分を代銀納するが、そのうち一割五分を差引いて残りを上納する約定であった。天明八年は満季の年で、小橋屋は大坂銅座・久世役所に拝借銀三〇貫目をもって船鋪間歩内の水を引いて樋二二挺下った場所で鉋を掘る計画を立てて願出た。拝借銀と明年(寛政元)より一〇カ年年季の跡稼行を許されたが、水引きの消費が多く採掘は捗らず、寛政元年には残留の掘子は僅か三、四人という状態で、翌二年二月頃には休山同然の姿となった。

寛政二年十月御勘定所の吏員の御勘定笹川運四郎・御普請役田口定八が、吉岡銅山に来て検分し、小橋屋に休山の理由を糺問した。小橋屋は水引のため拝借銀を費消し、水上には掘場なく、水底を稼ぐため、大阪表に取替銀があつてこれを取立て樋引きできるまで猶予していただきたいと述べている。

笹川等は別に大塚兵十郎(宗輔)に、銅山再興について意見を徴し、兵十郎は銅山稼方の願書に「吉岡銅山捨からみ出から山吹方並出来銅仕様書付」を添えて提出した。^①それらによると、捨からみ、出から山即ち荒吹や選鋳等のとき捨てられた鋳滓・鋳石が夥しくあり、その中で銅気あるものを拾つて吹けば、すでに試吹ためし吹きの許しをえて実施した結果より見ても一カ月一、〇〇〇斤ほどの出来銅あり、また現在稼いでおらぬ古鋪の中で少々鉛石ある場所を拾物同然に切取り吹けば、一カ月一、五〇〇斤ほどは出来銅があるうから、合計一カ年三万斤余を明年以後は地売銅に売上げることでもできよう、当年は十月中旬より着手し年内に五、〇〇〇斤を吹立て大阪へ廻送できるようにしたいと述べている。さらに、小橋屋の稼行所の障りとならぬように、古鋪数カ所内で稼ぐことにし、運上銅は出来銅の六分五厘で地売銅値段で代銀納し、小橋屋は一割五分引であるが、割引なしで上納するといっている。これらの願書等は、さらに久世役所へ差出されて、試稼方を

聴届けられた。これより以前に、小橋屋の請負満季の年、天明八年の十月に、兵十郎の父定次郎より冬山稼行一カ月分の収支勘定書を久世役所へ提出している。冬山とは九月より翌年二月までの銅山稼行をいうので、定次郎によれば当時の吉岡銅山の情況より見れば、かなり勘定不足になると見積っている。^②

寛政二年十一月、釜山間歩のほか、船鋪・二本・十枚・大仙の諸間歩で、水際より三間ないし一〇間余り上部の場所に一カ所ずつ切込んだところ鉛筋模様よきところがあると、大塚より出張の役人へ報告している。同じ頃小橋屋は勘場・建具をはじめ鋪内・明方あかり（鋪外）諸道具一切を、将来入山のときは元銀で買戻すという条件で、銀一貫二〇〇匁で大塚へ売渡した。^③

寛政三年五月小橋屋は銅山返上を願出たので、久世代官より大塚に対し、稼行請負の意志あるかを尋ねた。当時の久世代官は名代官と評された早川八郎右衛門正紀である。大塚よりは直ちに小橋屋跡請負の願書^④を差出したが、運上銅代銀は前年の願書の通りで、年季は五カ年で、特に大切水抜の切通しの下命を願って、「新大切水抜切通シ方積書」を添えている。この積書によると、第一期計画は銀座請負中に切かけた新大切水抜（二四六間切られている）の切留より千枚間歩までを切るの、そうすれば上千枚・平安・峯山・大仙の諸間歩内の涌水は落ちることになり、八、

九カ年の稼行が可能となる、この延長はおよそ一〇〇間、かせは三尺二寸に二尺二寸とし、明後年の春か初夏の頃までに、ほぼ二三カ月で切抜く予定であり、経費銀二三貫六八〇匁、年々の切込情況について役人の改めを受け、一間当り見積経費(二三六匁八分となる)を、御手当銀なり運上銅代銀なりいずれかで給与していただきたい、この新大切水抜の切通しにより予想通りの出鉋があれば第二期計画として、さらに龜井・釜山・十枚の諸間歩より船鋪まで切抜く、これら諸間歩の涌水を落せば、銅山は草創同然の姿となり数十年の稼行相続も期待できる、と述べている。久世役所よりはさらに質すところがあつたと見え、大塚よりはこれに多少の改変を加えて書上げた。それによると、寛政二年十一月より当年四月まで試稼ぎの出来銅高一万五、〇〇〇斤余、これより見て水坪以上を稼行しても一カ年三、四万斤の出来銅はあろうが、五カ年も続くことは困難であるから、新大切水抜工事は必須のものであると強調し、第一期計画の経費中、半分は大塚が負担し、昼夜工事に励み切通し日数を二〇カ月に短縮し、第二期計画の関係からも年季を当年より一五カ年に願いたいと記している。なお、小橋屋請負の当初に銀三貫目を提供し、役所より一カ年一割の利息で貸付けて利金を坂本村悪水掛り田地の補償にあてたが、大塚が跡稼ぎを請けたのであるから三貫目を差出すと付言している。^④

同年十二月大塚は小橋屋稼所の跡をも併わせて、吉岡銅山の請負を許可された。そのときに水抜工事助成については、但州銀山同様の振合で、御貸付銀を仰付けられたとある。それは、運上銅代銀を大塚より久世役所へ納めると、翌月より村々の希望人に年一割三分の利付で役所より貸付け、四カ年目の三月になって利銀を取立て四月より水抜工事助成に与える、寛政三年より一〇カ年間の運上銅代銀が貸付元銀となり、一一カ年目の運上銅代銀は蔵納されるが、右の一〇カ年の貸付元銀はそのまま据置かれて水抜切通しまで年々利銀が給与される。従って寛政三年より三カ年は大塚の自力工事であるが、これは後に切った間数を改めた上で、利銀のうちより補償されることになる。^⑥

しかし翌寛政四年に、当年より向う一〇カ年間、運上銅代銀を上納するとき、これと同額の自己の銀を納めて、同様に貸付け、その利銀も水抜工事の手当として与えられるように大塚より願出た。その理由は、千枚間歩まで約一〇〇間の水抜工事経費見積額二三貫六〇〇匁余であるが、寛政三年の運上銅代銀四貫目と見積り、その割で年々貸付けると、寛政六年より七カ年間の利銀は計二四貫余となり、運上銅代銀の利銀のみに頼れば、当寛政四年よりは約九カ年も工事にかかることになる。しかも採鉱は現在には中通り水上の掘場で行なわれ、八、九年もかかつては鉛筋を

切尽くすおそれもあるので、経費を増し工事を迅速に進める必要があり、工事日数を半分に短縮し、まず千枚間歩まで切延べると、牛落・大仙等諸間歩の水も落ち、鉛石がとぎれることないといふのである。^⑦

寛政六年四月からは手当銀を渡されることになるので、大塚よりこれまで自力切延の入用内訳を役所へ報告し、今後の見積書を差出した。寛政四年三月より同六年三月までの工事惣入用は銀八貫八九一匁六分七厘で、このうち寛政四年七月大雨で諸鋪内へ土砂が流込み、また風かぜせまわし廻りより新大切に土砂が落込んで埋まり、その取明けのための入用も含まれるから、これを控除すると八貫三六九匁五分七厘となる。切延間数が六〇間余、切延べ一間につき平均一三二匁七分となる。切延工事は掘子が入札して請負ったので、寛政四年三月切始めのとき一二〇匁、同五年八、九月は三九匁六分、同六年二、三月は一六八匁六分で落札している。この大きな落札額の差は、おもに岩盤の堅和による。今後、切場が深くなれば運搬の入用が増し、かつ岩盤も堅くなってきたから、やがて一間につき二五〇匁より二六〇匁かかることが予想される。これまでの平均一三二匁余と平均して、一九〇匁の見積を役所より認めていただければ、五、六〇間切延べのうちは損益はあるまい、と述べている。さらに、五月以後は年内二五〇匁の請負とし、半額ずつ運上銅

代銀利銀の手当銀と大塚抛出の貸付銀利銀をもつてあて、明年中はこの入用で切延べ、明後年さらにそれまでの振合で見積額を願出ることにし、かくて船舗まで切通すことになれば、跡請負は年季明け(寛政七)の節願うはずのものであるが、銅山の永久稼行を許可して欲しいと結んでいる^⑧。

同年十一月大塚より詳細な計画とその水抜普請入用帳を差出した。船舗までの切延間数は五六〇間余、これは古水抜大切の間数でもある。当年四月役人の検分のときまでに切延べていた間数三一間余(四月の願書にこれまで六〇間余切延べとあるのは、風廻の分を加えている)、また古水抜は湾曲しているが、岩盤の堅和をいわず真直に切通すよう計画を変更して一二四間余を短縮したので、残りは四〇五間余となる。これに連走^{つればし}り風廻(本坑に併行した換気坑)四〇五間余、平安・大黒・釜山の三間歩より新水抜へ切下げて連絡し大風廻とし、これの連走りを加えて合計延長三〇〇間、以上惣計一、一一〇間となる。岩盤を堅・並・和の三段階に分け、三七〇間ずつと見積り、一間の切延入用を堅は三一四匁、並は二六〇匁、和は二〇六匁とし、入用合計二九七貫四九一匁六分七厘となり、明年寛政七年より一五カ年をもって切通すという。寛政六年四月までの貸付元銀は二六貫余、同年分の手当銀はその一割三分の利銀三貫四〇〇匁である。大塚の見込では、これまでの出来銅高は三、四万斤で、その運上銅代銀と大塚抛出の貸付増銀を合わせて一

カ年にほぼ銀一〇貫目ずつ貸付元銀が増すことになる、一〇貫目以上となる場合は、大塚抛出の貸付増銀を適宜に減らし、以下のときは大塚より増銀を加えて一〇貫目の貸付元銀になるようにする、かくて寛政三年より一〇カ年目の寛政十二年中の貸付元銀高は九六貫目余となり、翌年(享和元)給与される利銀は一二貫五〇〇匁となる。「申年(寛政十二)より御貸附元銀相定まり年々利銀十二貫五百目に相居り申候」と記している。大塚の貸付増銀抛出も申年までということになる。さらに戌年(享和二)より一七カ年間の利銀は合計二一貫五〇〇匁となり、寛政七年よりの惣計は二七六貫一〇〇匁となるが、これは水抜惣入用見積高に比較し二一貫三九一匁六分七厘の不足となる。この不足分は、大塚抛出の貸付増銀を役所によって取立ててもらい充当するというのである。^⑨

なお、寛政七年は請負年季の満季であり、永久稼行をも希望していたが、明年より一〇カ年の跡請負を聴届けられ、七年四月までの大塚の自分入用立替による水抜工事費八貫八九一匁は、四月よりの貸付利銀で追々支給されることになった。^⑩

ところで、寛政三年以来の出来銅高・運上銅代銀および大塚の貸付増銀(請負人出銀)の実際はどうであったか。「備中國吉岡銅運上並足銀共取立目録」によると次のようである。

出来銅高(斤)	運上銅高(斤)	同代銀(匁)	請負人出銀	年度
三五、九九五・三	二、三三九・七	四、一〇五・九八		寛政三年
四三、八九八・四	二、八五三・四	五、〇一三・一七	五、〇一三・一七	四年
四一、九三〇・七	二、七二五・五	四、七八四・二三	四、七八四・二三	五年
三八、九五八・四	二、五三二・三	四、四四二・八四	四、四四二・八四	六年
二六、六四三	一、七三二・八	三、〇一一・二一	三、〇一一・二一	七年
四五、九〇九・二	二、九八四・一	五、二七四・九五	五、二七四・九五	八年
三九、八〇三	二、五八七・二	四、五七一・四三	四、五七一・四三	九年
七六、六二九・二	四、九八〇・九	八、七九六・九七	八、七九六・九七	十年
八三、四九五・三	五、四二七・二	九、五九一・四一	九、五九一・四一	十一年
四七、七四一・五	三、一〇三・二	五、四六九・七八	五、四六九・七八	十二年

(出来銅高は運上銅高より算出)

寛政三年分出来銅の運上銅代銀は翌四年閏二月上納されて三月より貸付されたが、普通は前年の運上銅代銀は翌年三月上納され、四月より貸付られる。寛政四年分は翌五年三月上納され、この年より請負人よりの出銀(貸付増銀)が同時に納められ、四月よりともに貸付られた。寛政四年閏二月より享和元年三月まで一〇カ年に上納された運上銅代銀と請負人の差加銀、即ち貸付元銀は合計一〇八貫四五八匁三分一厘となり、これがその後の貸付元銀となって年々の利銀が新水抜工事の入用として給与された。

貸付と利銀の取立給与は、銅山支配の役所(代官所)の手で行なわれ、久世・生野・倉敷等の支配替りごとに当該の役所や津山御預所となったときは津山役所がこれに当った。津山御預所となつたのは文政二年であるが、翌三年より年利一割三分を九分に引下げた。

貸付元銀一〇八貫四五八匁三分一厘に対する利銀は一カ年一四貫九九匁五分八厘である。享和三年七月大塚の計算によると、これまでに新水抜工事のため出資した銀額は一五七貫七〇匁五分二厘となる勘定だといふ。それは一〇八貫四五八匁三分一厘の貸付元銀のうち差加銀(増銀)が計五二貫一二八匁九分でその利銀は計四四貫三八二匁四分九厘となり、また寛政四年より享和三年までに、別に出資した工事入用が六五貫五五九匁一分七厘になるといっている。享和元年に一〇

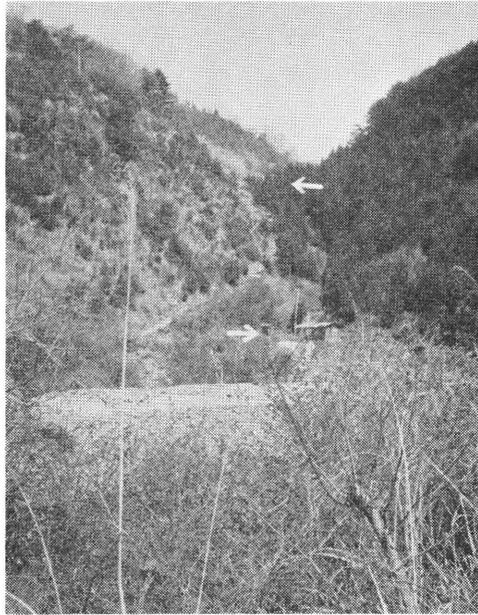
貫三九匁一分七厘、同二年に一六貫一匁二分六厘を、大塚より水抜工事のため支出している。

この頃、吹屋村の銅山下稼人に、大塚より無利息で貸与している金額一、〇〇〇両余にも及んでいたという。享和三年五月、大坂銅座より金二、五〇〇両を拝借しこれを代官所の手で一カ年一割の利付で近国へ貸付け、毎年の利銀二五〇両を水抜工事入用の足銀たじぎとして七カ年間供与されるよう配慮方を代官所へ願出た。^⑩この願書には、水抜大切・大風廻の惣延長九三〇間のうち、享和三年五月までに切った間数四一〇間余、残りは五一九間余、これまで一カ年で切延べ四一〇間余の割合で、一カ年およそ四〇間ずつ切るものとして一三カ年で切通す見込みであるから、銅座拝借金の利銀の足銀で人数を倍増して、期間を半減し六カ年余で達成されるといっている。寛政九年の報告では、銀座の切留(坑口より二四六間)より本口(本坑)四一〇間、連走り四一〇間が切通しの延長間数で、寛政四年三月より同九年までに一カ年平均三〇間余を切り計一八六間余を切詰め、残り六三〇間としていて、享和三年の願書と多少の見積りのずれがある。銅座拝借金の願いは聴届けられなかったらしい。

この頃より文化年間に入って、大塚の家計はかなり苦しい事情があったらしい。^⑪新水抜工事はようやく半途に届いたところである。川上郡東組村より銅山入用米を仕入れたが、文化五年には

代銀支払残りが六貫目あり、これを借用元銀とする借用証文をつくり、年利一割三分は、代官所より給与の手当銀（二四貫九分五厘）のうちより直接に東組村方が受取るようにした。翌六年にも中野村の元治（廣兼氏）よりの文銀五貫目の借用証文に、やはり年利一割三分の利銀を手当銀より納めることを認めている。代官所の手代がこれら証文には裏書しているのは当然である。¹⁸⁾また、文化十年には濱屋小十郎の銅山入用取替銀計二貫余を、明春の出来銅為替をもって返済するとしている。

住友の手代太兵衛、山留岡右衛門等五人が、備後の諸銅山を見分し、備中へ脚を延ばして吉岡銅山を訪れた。それは未年の秋とあるが、おそらく文化八年のことであるまいか。その報告によると、水抜の引立より船鋪までは、二〇〇間余あるということで（享和三年の願書に残り五一九間余というのは水抜・大風廻の延長であるから水抜だけは約二六〇間）大仙・龜井・鍾前の三カ所は船鋪より坂本がわにあつて、それらの水鋪へは引立より一〇〇間ほどの距離であり、便宜しだいで三カ所のいずれかへ抜合えば、向寄の鋪の涌水も石目を通つてそこへ集まり、水抜より落ちることになるから、稼行できようと記している。「水抜泉屋の手ならでへ成就仕り難し、とても大塚の手ニ不合などというものある由」とあつて、その頃大塚は水抜工事の金策等にも手を尽くし、



二番通洞（下の矢印の所、もとの新水抜を拡大整備したものと思われる）付近より吹屋方面（稜線鞍部）を望む。上の矢印の所が古水抜（一番通洞）である。

銅山稼行の苦境期であつたらしく、そんな噂をなすものもあつたのであろう。^⑭しかし大塚はこの難局を乗り切つて、ついに文政十三（天保元）年に、寛政四年に着工してから三九カ年にして新水抜大切を切通したのである。ときに十一月十七日であつた。

新水抜大切は、現在の二番通洞に当るようである。古水抜と新水抜と

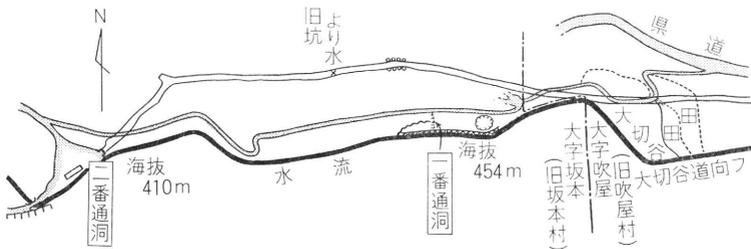
の上下の關係について、享和三年の大塚の願書に「古水抜筋ヨリ樋數貳拾町（挺）下り新水抜切懸有之候ニ付」とある。寛政六年に新水抜の延長見積を記した中に、平安・大黒・釜山三間歩より切下げ新水抜と疏通するのであるが、疏通のため五〇間を切るとしている。それは古水抜の筧より新水抜まで長さ二間の樋二〇挺下りの積りで、四〇間となり、樋一挺ごとに水溜のため三尺ずつの段をつくるので、これが一〇間、計五〇間の延長となる勘定である。この場合樋二〇挺とい

つても、実際に樋を装置することではなくて、大風廻つまり換気坑の延長（傾斜のある）を樋の挺数で示したのである。しかし同時に古水抜と新水抜の高低の垂直距離も示している。樋一挺分をほぼ六尺あるいは七尺の高低と見たらしいから、樋二〇挺は一二〇尺あるいは一四〇尺となり、古水抜・新水抜の高低差をこの程度に考えていたようである。¹⁵⁾なお、現在の一・二番通洞と二番通洞の高度差は四〇メートル余となっている。

文化六（一八〇九）年より天保十三（一八四二）年までの出来銅高が知られるが、¹⁶⁾新水抜切通しの翌年天保二年以後は二、三倍の増産となっている。

一〇、二〇〇斤	文化	六年	三〇、〇〇〇斤	文化	十二年
二四、七〇〇斤		七年	一四、〇〇〇斤		十三年
二四、〇〇〇斤		八年	一三、六〇〇斤		十四年
一六、六〇〇斤		九年	四、〇〇〇斤	文政	元年
二〇、〇〇〇斤		十年	九、六〇〇斤		二年
五〇、〇〇〇斤		十一年	五、〇〇〇斤		三年

住友の吉岡銅山第二次経営とその後



一番並びに二番通洞付近略図

三、四〇〇斤	文政 四年	一六五、〇〇〇斤	天保 三年
六、二〇〇斤	五年	一四七、〇〇〇斤	四年
三二、八〇〇斤	六年	一五〇、〇〇〇斤	五年
五八、二〇〇斤	七年	一八〇、〇〇〇斤	六年
六七、四〇〇斤	八年	一三五、〇〇〇斤	七年
五五、〇〇〇斤	九年	一三五、〇〇〇斤	八年
二四、〇〇〇斤	十年	一〇五、〇〇〇斤	九年
一〇、四〇〇斤	十一年	一〇二、〇〇〇斤	十年
四七、〇〇〇斤	十二年	一〇五、〇〇〇斤	十一年
五二、〇〇〇斤	天保 元年	九三、〇〇〇斤	十二年
一〇四、〇〇〇斤	二年	六〇、〇〇〇斤	十三年

新水抜切通しの後も、これを修繕し、また諸鋪と疏通するため切渡しを行ない、そのため鋪役人・山見廻・手子頭を使用した。文政十三年十一月より天保八年までの入用銀四〇貫一・二六匁一分五厘で、うち二五貫六八〇匁四分五厘を役所より手当銀として給与されている^⑭。これ新水抜切

通しの後も手当銀は打切られたわけではなく、一〇八貫四五八匁三分一厘の貸付元銀はそのまま据置き貸付けられ、年々利銀に水抜普請の手当として与えられたのである。

註

- ① 大塚文書 寛政二戌歳十月大塚兵十郎「仕様帳御見分様ニ差出ス願書控」。
- ② 大塚文書 天明八年申十月大塚定次郎「備中吉岡銅山稼方積書」。
- ③ 大塚文書 寛政二年戌十一月十二日小橋屋長左衛門手代利兵衛「勘場等賣渡證文」。
- ④ 大塚文書 寛政三年亥五月大塚兵十郎「跡請負之儀御尋ニ付願書」。
- ⑤ 大塚文書 亥五月大塚兵十郎「跡請負ニ付差上申一札」。
- ⑥ 大塚文書 寛政三亥年十二月大塚兵十郎「請負ニ付差上申一札」。
- ⑦ 大塚文書 大塚利右衛門(兵十郎)「水抜切通手當銀貸付に付願書」。運上銅代銀毎年四貫目の貸付では、寛政六年の利銀一貫五六〇匁、一〇年目寛政十二年の利銀四貫六八〇匁となり、計二四貫八四〇匁となる。
- ⑧ 大塚文書 寛政六年寅四月大塚理右衛門「銅山水抜普請に付願書」。
- ⑨ 大塚文書 寛政六年寅十一月大塚理右衛門「水抜普請入用帳」。
- ⑩ 寛政四年より同六年までの貸付利銀は元銀に組入れたようである。
- ⑪ 大塚文書 享和三年亥五月大塚利右衛門「水抜普請に付拝借金願書」。
- ⑫ 平田惟新の撰する大塚兵十郎宗輔の墓表に「蓋其家號之大著自_レ翁始、然資産亦因以大衰矣、先_レ是大興君(定次郎宗茂)有_レ故辭_ニ銅局、翁乞復_レ之亦多_ニ蹉跌。乃讓_ニ局務于宗徳君_一」とあり、また同じく平田の作つた

大塚定三郎宗敬の墓表に「至大興君ニ其業倍盛。既老而委ニ家子勸善君諱宗輔ニ以ニ家事一。勸善君豪放不羈。

頗破ニ産業一、大興君怒逐レ之。更以レ君爲レ嗣。君乃以ニ興復ニ爲レ任。」とある。定三郎宗敬は定次郎宗茂の第

七子で兵十郎宗輔の弟、文化四年より暫く家督をつぎ、文化六年に兵十郎の次子馬次郎(後彌右衛門)宗徳が家

業を相続した。(永山卯三郎「早川代官」六六三―六六四頁)

⑬ 大塚文書 文化五辰年四月大塚理右衛門「銀子借用證文」、文化六年巳正月同「銀子借用證文」。

⑭ 「諸國銅山見分控」。

⑮ 寛政二年十月の大塚兵十郎願書に「大切水技通ノ種數三拾挺餘、此間數三拾間餘掘下ケ候ニ付」とあるが、高低の垂直距離を種の挺數で示したので、一挺を一間と計算している。

⑯ 大塚文書 子十一月大塚彌右衛門「文化六巳年ノ天保十一年迄年々出銅高書上帳」その下ゲ札。

⑰ 大塚文書 大塚彌右衛門「文政十三寅年十一月ノ天保八酉年迄寅年大切水抜出來後普請諸入用御届書」。

(二) 稼 行 法

寛政九年大塚より代官所へ「先年は採掘した鉑石を請負人が一二貫目につき銀二匁二分で買取ったが、現在は出来銅一〇貫目につき銀八〇匁で買取る仕法である」と報告している。下稼人が吹立てた荒銅を請負人が買取るのである。先年鉑を買ったというのは小橋屋稼行時代をいうのであろうか。「諸國銅山見分控」にも「先年豫山之通掘子より鉑石買取、山師手仕成ニ致し候由、

その節鉛直段、一 鉛石十二貫目代銀二匁二分」とある。下稼人は、稼行人から鋪や鋪内の掘場を与えられて稼ぐものであるが、吉岡銅山では下稼人は掘子であった。掘子は横番ともいい、諸国の掘大工のことである。

大塚が寛政二年水上の鋪を試稼ぎし、寛政三年より小橋屋の跡を請負ったが、当時の仕法を説明して、下稼人手元で鉛石五〇〇貫目まで掘溜めさせ、焼鉛五〇〇貫目を吹立てさせ、出来銅一〇貫目につき銀八〇匁で買取るとある。鉛五〇〇貫目を吹くのを鉛吹一軒前とよんだが、この五〇〇貫目は焼鉛であるから、五〇〇貫目を掘溜めるといふのも焼鉛でそれだけの分をいうのである。さて、これを荒銅に仕上げるまでの入用銀は次のように見積っている。^①

二五匁

碎女五〇人賃銀、一人につき五分

一〇匁六分七厘

焼釜入用木代

一匁五分

焼鉛を吹所までの持送人足賃

一三匁四分

鉛吹入用

一〇匁七分

真吹入用

五九匁五分

炭平均一七俵、一俵につき三匁五分

計一二〇匁七分五厘

稼行当初の大塚の勘定は、銅一〇〇斤について、次のようになる。

一二八匁

出来銅一箇(一〇〇斤入)買取代銀、一〇貫目につき八〇匁

四匁六分

大阪まで指登せの入用、荷造・駄賃・運賃・蔵敷料とも

一一匁三分余

一箇につき御運上銅(六分五厘積)

計一四三匁九分余

銅座の買上値段が、平銅・床尻銅を平均して、銀一七四匁であるから、三〇匁余が徳用銀として残ることになる。寛政五年三月よりは運上銅代銀と同額の貸付増銀を提供したのでこれを支出に加えると、寛政八、九年頃には銅座仕切銀が平均一七五匁四分余で、二四匁六分が大塚の手元に残ることになる。鋪内の普請入用や稼行の諸取締にあたる手代等の給金は、稼行人の負担となるから、右のうちより支出されるわけである。

下稼人は出来銅を大塚へ売るのであるが、収入の実態はどうなるか。これについては、次のように計算されている。^②掘子一人、一〇〇日で鉛石五〇〇貫目(焼鉛でいう)を掘溜めるとして、これより銅三〇〇斤余を吹立てる。銅座売上値段は平床荒銅平均一七五匁四分とすれば、三〇〇斤

で五二六匁二分となる。

六六匁四分

運上銅代銀、貸付増銀 銅一〇〇斤につき二二匁八分

七三匁八分

請負人(大塚)へ引取分 銅一〇〇斤につき二四匁六分

九九匁二分七厘

吹方諸入用

内一〇匁七分

真吹床入用

一二匁一分七厘

燒釜一式入用

一三匁四分

鉛吹床入用

六三匁

炭一八俵代 一俵につき三匁五分

小計二四一匁四分七厘

五二六匁二分よりこれを差引いて残り二八四匁七分三厘となる。これが下稼人の収入となる。

吹方諸入用は下稼人の負担であって、二八四匁七分三厘と吹方諸入用を合わせたものが、請負人の銅買取代銀(一〇〇斤につき二二八匁)になる。下稼人の右の収入は一〇〇日の稼行のものであって、一日分は二匁八分四厘七毛となる。しかし、つちやのみ等の坑内の鉄道具、その焼賃(のみは毎日鍛冶の手で焼く)、油代銀は、鉾山の仕法として掘子の負担であった。

以上のような計算となるので、鉛吹一軒前で出来銅三〇〇斤より二五〇斤までの歩付であれば、下稼人の渡世も成立つという。しかし、歩付が二〇〇斤より少ないと、一日分の収入が一匁五分あるいはそれ以下となるから生活が困難になる。「諸國銅山見分控」に、鉛吹一軒前は焼鉛五〇〇貫で床尻銅をこめて出来銅四〇貫ないし五五貫六〇〇目あり、上鉛はそれ以上で相応の銀垂りもあると記している。この出来銅は二五〇斤より三五〇斤にはほ該当しているので、三〇〇斤というのが平均に近い歩付とされたらしい。

製錬法は、元祿以前の住友の第一次経営の頃と変りはない。生鉛を砕いて粟粒大の細鉦とし、焼釜で一五カ日ほど焼く。焼鉛五〇〇貫目を、一日に一〇〇貫目ずつ五度に鉛吹する。床尻銅は平均一一貫目より一二貫目、そのほか鉞銅五、六〇貫目をうる。鉞銅一六〇貫目を一度に真吹して平荒銅とする。平荒荒銅は成羽まで三里の道を駄送し（一箇、一六貫目につき駄賃一匁五分）、成羽より連島（倉敷市連島町）まで九里を川船で下し（船賃一匁四分）、連島より海上大阪へ運ぶ（船賃一匁六分）。梱包の入用等二分五厘を加えて、廻銅の入用が一箇について四匁五分五厘かかることになる。

寛政二年十月大塚が銅山試稼を願出たとき、稼人に対し守るべき規則を申渡した。その中に掘

子に対する掘場の割当について

(24)
掘場之儀者當時大小目當有之場所ハ鬪取に致し、くち取當不申分ハ互ニ申合存寄之場所

エ可參事

但、銘々存寄之場所ニ候とも鋪役人エ届候上、掘掛り可申、様子ニより見分爲致候儀
も可有之事

とある。掘場には大小良否のさまざまの見込みの場所があるが、鬪取りで掘場をきめる、鬪取り以外の場所は掘子相対で存知のところを持つようにする。ただし存寄の場所つまりこれまで手がけた経験のある掘場であるといっても、鋪役人へ届けて、掘かかりの程度を見分させることもある。つまり存寄といっても、形だけで実績がなければ、割当に優先権を簡単に与えるわけにいかぬというのであろう。そして結局は次のように掘場を渡した。

船鋪引捨天井

久藏、喜助

二人

大仙山

喜兵衛、徳兵衛、傳次郎、

三人

岸山鋪

竹七

一人

船鋪行捨天井

久助、武吉、好藏、理右衛門、兵右衛門

五人

大仙山

彌右衛門、忠太夫、政七、元藏、幸次郎、幸八

六人

大仙山

幸助

一人

廣島山根戸

彌三郎、忠兵衛、國藏

三人

十枚鋪武左衛門所

清五郎、喜四郎、利兵衛、安兵衛

四人

十枚鋪武左衛門所

清七、宇助、林兵衛、喜三右衛門

四人

廣島山根戸

伊兵衛、清藏、文藏、利助、金次郎、元八、次右衛門、宇吉、與六

九人

掘子数は三八人となるが、これと同じ頃の留書があつて船鋪の内の掘場と割当てられた掘子名が記されていて、以上の三八人中で三六人まで割当てられている。なお、この掘子中には三八人の外に一〇人の名が数えられるから、銅山の掘子数は計四八人となる。

掘子の外に銅山稼行の構成員として、鍛冶方(四人)、吹方(七人)、あかり明方(六人)等があり、また諸雑用座がある。明方には、風呂焚・番人・釜屋・木伐・木方・日雇があり、諸雑用座には米座・味噌座・鉄座・油座等がある。米・味噌・鉄・油等は、請負人(大塚)より掘子はじめ稼人に仕送りするのでその値段の決定については「諸貨物直段等者、銀座請負中之振合ヲ以取計候事」とある。これら諸品の仕入と配給にあたるのが、米座以下の諸雑用座である。

寛政九年十二月の報告によると、当時の稼人内訳は次のようになる。

鋪役人 手子役人(手子頭のこと) 二人

掘子(横番) 四一人

手子 一八人

鉋吹方 五人

真吹方 五人

碎女 碎女は掘子一人につき一人 四一人

ゆり物師 三人

焼釜方 四人

炭山方 坂本村に炭山を調達、炭釜七枚分、一枚につき四人ずつ 二八人

銅色吹所屬 二人

合計 一四九人

請負人に直屬している山方差配人・下代(前述の米座等を含む)は、以上の外のものである。文政十三年に新水抜切通しが成ったとき、稼人一同より、諸取締についてこれを忠実に守る旨の請

証文を津山役所へ差出した。この証文には、鋪役人鱗平をはじめ、次の八八名が連判している。

手子頭	一人	鋪負方	九人
横番	二九人	吹方大工	三人
雇横番	一三人	吹方手子	九人
仕道手子	一四人	鍛冶方	五人
釜方大工	四人	風呂方	一人

新水抜切通しを機会に、下稼人よりの銅買上値段を銅一〇貫目につき銀六匁を増した。翌天保二年九月大坂銅座で、向う五カ年間は銅一〇〇斤につき銀一〇匁の値増を認めたので、大塚の買上値段も十月よりやはり五カ年間は一〇〇斤につき銀六匁四分つまり一〇貫目につき四匁を増すことにした。従って、これまでの銅一〇貫目につき銀八〇匁が九〇匁の買上値段となったわけである。もともと右の年限中でも銅相場が下れば値引すると銅座も断っている。また、この際、稼人への貸米を増すことも大塚は了承を与えた。^④

註

① 大塚文書 亥五月大塚兵十郎「試稼申仕方御尋ニ付御

答書」。

② 大塚文書 寛政八年辰三月大塚理右衛門「銅山渡世に

つき申狀」。

④ 大塚文書 天保二卯年十月十日「鋪役人・手子頭・横

番等銅直段増につき請證文」。

③ 大塚文書 寛政二戌年十月「申渡之定」。

七 幕末明治維新期の吉岡銅山

文化元年十一月の書上の後に追記して

一 其後弘化四未年迄大塚彌右衛門相稼申候

一 嘉永年中岡山伊木、差配川原善九郎

一 元治元子年七月ヨリ松山板倉周防守代龜山定兵衛明治六酉年迄

一 明治六年十二月ヨリ高知県土族岩崎彌太郎、三菱也

とある。大塚彌右衛門は兵十郎の子で初名馬次郎で文化六年頃より家督を相続した。大塚が銅山経営をやめた事情は明らかでないが、この頃同家の経済事情はあまり順調でもなかったらしく、^①出来銅高も新水抜切通しの後の数カ年に比較すると、しだいに減少していた。

しかし、差配人善九郎が大塚より直ちに銅山請負を引継いだのではないらしい。嘉永七年閏七

月当時の銅山請負人善九郎が、成羽より酒津へ銅荷を積んで下る高瀬船を、井尻野村役人が同村地内で差留めたことを、上下役所へ訴えた。上下役所は石見の大森代官所の出張所で、その頃は吉岡銅山は上下役所の管轄であった。

それによると、六月以後、出役人の改めを四度うけて合計銅一二〇箇を、出役の送り状を添えて成羽の船問屋濱田屋喜三衛門の手で四艘の高瀬船で積下すことになっていて、そのうちの一艘が先ず差留められたのである。善九郎は井尻野村知行主の藤田左衛門に対し役所より右の四艘はもとより将来も銅積船の往來に支障なきように処置方を交渉して欲しいと願出るとともに、さしあたって銅送りが遅延せぬように、今回限り井尻野村へ船より揚げて酒津村まで馬付で送り届けたいと申出たといっている。

善九郎の訴えに対して、井尻野村の返答は同地の湛井堰は、用水取入れの間を限って通船させぬ慣例であり、船の積荷は堰の上で陸揚げし人足の手で堰の下まで運び、別船に積替える仕来りであると述べている。さらに嘉永三年に吉岡銅山請負人吹屋村庄屋要助・同年寄佐助が吉岡銅を湛井で陸揚げして岡山まで駄送する予定だと倉敷役所へ届けたというので、湛井の間屋源六が銅山御用掛り河原九郎と交渉して湛井への陸揚げ賃・倉敷料とも一駄分五〇文、湛井より板倉まで

継送り駄賃三五〇文にとり決めた先例もあるともいつている。

これに対して、善九郎代人吉五郎より反論して、山元の指図なくて御用銅を勝手に別船に積替える例はないから、積替えの証拠書類を糺明して欲しいと述べ、嘉永三年に岡山へ送ったのは、当時の請負人吹屋村庄屋要助・同年寄佐助であるが、岡山の油屋義右衛門が銀主であつて銀主の都合でかく取計らつた特例であり、往古から銅荷を岡山へ運ぶ（さらに大坂銅座へ送る）ことなどはあり得ないとしてゐる。^②この銅荷積船の通船の結末についてはその後の史料を欠くが、嘉永三年頃の請負人は吹屋村庄屋・同年寄となつており、銀主は岡山の油屋であつたことが知られる。

吹屋村年寄佐助は、善九郎の後に、文久年間銅山請負人となつてゐる長尾佐助と同一人である。文久三年に銅山の下稼人の間に、銀主を誰にするかという問題で対立し抗争が起つた。同年冬になつて争論が上下役所へ持込まれ、翌元治元年三月請負人佐助・下稼人一同が役所へ呼出されて一件は大森陣屋へも申達された。

下稼人横番中に松山藩板倉家の御用達龜山定兵衛、松山領美袋村庄屋田邊壽太郎を銀主にしようというものがあり、これに同意しないものもあつて対立したのである。これには請負人佐助に對する横番の不信もあつたのである。出来銅買上げの値増について、佐助と下稼人でおもわくの

違いがあり、元治元年正月に大塚定次郎等の斡旋で、佐助は横番中への取替銀の返済不足銀四〇貫目余を容赦し、横番は仕切勘定について今後は申分はないということに落着している。^③

銀主について横番中に対立があったのみでなく、吹屋村組頭中にも意見が一致しなかったらしい。大塚が経営から退いてから、他に請負人がなければ、吹屋村の庄屋・年寄が請負人となっており、善九郎の後も年寄佐助が請負人となった。吹屋村が「過半鋪村百姓ニ而數代引續、銅山稼方ニ而相續仕」という事情にあったからでもある。松山藩御用達の定兵衛等を銀主とする件について、横番のみでなく組頭層のものも必ずしもすべてが賛成しなかった。

上下役所よりの召喚取調に対し、結局は中野村庄屋廣兼龜三郎等の斡旋で、吹屋村組頭惣代等より銀主等については自儘な願立てはしない旨を申出た。

元治元年四月、請負人長尾佐助より龜山定兵衛・田邊壽太郎あてに銅山稼方銀主を譲渡した。^④

この場合、ただ仕入銀を貸与する銀主が交替しただけではなく、銅山稼方を譲渡したので、実質は請負人が引継がれたのである。長尾佐助の譲渡証文には、上下村取締役武平太、吹屋村大塚定次郎が証人となっており、宛名は跡稼方御引受銀主として定兵衛・壽太郎のほか、松山表御銀主御願取人の肩書で中野村庄屋廣兼龜三郎が名を連ねている。龜三郎は松山藩へ出入している有

力者で、跡請負人の後見・世話人の立場にあつたらしい。

この銅山稼方銀主譲渡の趣意金という名で、佐助は金一、七〇〇両を受取ることになった。内二〇〇両は入山の節に受取り、七〇〇両は松山藩御山方の手形で、五〇〇両は定兵衛・壽太郎の手形で受取り、残り三〇〇両は三カ年賦無利息で、毎年十二月十日限り一〇〇両ずつ渡すというのである。七〇〇両を松山藩山方役所の手形で受取った事実より考え、また銅山関係証文に龜山定兵衛は松山御用達、田邊壽太郎は松山御領分の肩書をつけていることより推すと、定兵衛等は稼方名義人であつて実質は松山藩経営であつたらしい。元治元年より吹屋村の無尽蔵に松山藩より一カ年に米一〇石ずつ一〇カ年下げ渡されて飢饉に備えることになり、古米は銅山への藩の出役人が立会い売払い新穀に積替えることになった。無尽蔵引請人片山淺次郎（煩いにつき代悴兵十郎）、補助人大塚定次郎、世話人庄屋彦助等より松山役所にあてた米穀請取証文に、吉岡銅山稼方を松山領分の二人（定兵衛・壽太郎）が引請けられ「御上様之御益銀」のうち蔵米一〇石ずつ一〇カ年下げ渡されると述べている。これは銅山が松山藩経営であることを示すものである。

慶応三年十一月休山したため、吹屋村では困窮し、翌四年正月定兵衛等より銅山稼方を吹屋村へ預けることになった。稼方預け証文は、庄屋彦助、年寄長尾佐助あてになっているが、これは

村役人を代表としたままで、村方一同の預りである。二月には庄屋・年寄・組頭一同連判で、銅山稼方について取替わした規定がある。

明治二年冬に成羽の濱田屋政太郎が大阪に登り、吉岡銅山はすでに休山となり、百余人の鉱民は生計を失い、米価はじめ諸物価高騰の時節飢餓に及ぶ窮状を告げて、住友に銅山再興に力を貸すように求めた。住友では金五〇〇両を鉱民に貸渡し歳末の窮迫を扶助し越年のため取替え渡し、山元の諸物・役場・家宅は適当値段で買取る、前請負人・掛世話人・鉱民等すべて故障はないという書類を差入れること、此度取替の金子は破談の節は濱田屋より元利を調達返済すること、当地鉱山役所(鉱山司)に伺い不都合となれば定約出来難いという条項を記した書付を濱田屋へ渡し、また同文のものを倉敷県へも提出した。翌三年春、濱田屋再び登阪し、銅山元請負人に異論なきを告げ、鉱民も住友の稼行を渴望しているゆえ、早々入山することを求めた。鉱山司でも倉敷県へ願出て支障なければ速かに開発せよということであり、住友の支配本役廣瀬宰平は生野銀山の器械場見学の順路として三、四人の手代を連れて吹屋村へ赴いた。吹屋よりは大坂屋治兵衛がわざわざ大阪まで迎えに来たほどであった。しかるに濱田屋・大坂屋および関係人から、金五、〇〇〇両の借金なくては元請負人より山元引渡されぬという意外の申出があった。廣瀬は以ての外

の違約として玉島へ戻り帰阪するに当って、倉敷役所へ、破談の顛末を述べ、住友として吉岡銅山を強いて稼方いたす存念はないが、このまま引取るのでは自然に他の山師同様に見られて心外千万であるから委細申上げると報告している。^⑥ここで元請負人とは、龜山定兵衛らである。

明治六年十二月三菱は吉岡銅山を買収した。川田小一郎の意見によるという。吉岡銅山譲受証文は、譲渡主は龜山定兵衛であるが、旧松山藩板倉家の家令堀周平が証人として捺印している。板倉家が稼行主で、定兵衛が請負名義人として相続してきたのである。

註

- ① 大塚文書 安政五年五月福岡屋定三郎代、「大坂の持家屋鋪進退を任せるにつき一札」など。
- ② 藤井學氏採集、嘉永七寅閏七月「吉岡銅山御受人より上下御役所御添管^(書カ)ヲ以テ藤田左衛門御役場へ願出候願書寫」。
- ③ 大塚文書 文久四年卯正月長尾佐助横番四十七人「爲郎龜山定兵衛「相渡申議定書」。
- ④ 大塚文書 元治元子年四月吉岡銅山御請負人長尾佐助取替濟口證文」。
- ⑤ 大塚文書 慶応四稔辰正月吉岡銅山御請負人田邊壽太郎龜山定兵衛「相渡申議定書」。
- ⑥ 明治三年三月「備中吉岡銅山一件」。

住友の第一次経営以降の稼行者一覧

	稼行期間	稼行者		稼行期間	稼行者
8	天明 二(一七八二)年より 三(一七八三)年まで	吹屋村 庄屋 要助	同	16	三菱 岩崎彌太郎
7	寛保 二(一七四二)年十一月より 天明 元(一七八一)年まで	京都 銀座	天明 二(一七八二)年六月より	15	吹屋村 村方一同 (稼主松山藩)
6	寛保 二(一七四二)年十月まで	吹屋村 大塚利右衛門 (宗俊)	享保 七(一七二二)年六月より	14	備中松山 龜山定兵衛 田邊壽太郎 (稼主松山藩)
5	享保 三(一七一八)年九月より 七(一七二二)年六月まで	京都 片木屋甚兵衛	同	13	吹屋村 長尾佐助
4	正徳 五(一七一五)年まで	大坂 泉屋吉左衛門 (友芳)	元禄十五(一七〇二)年六月より	12	岡山伊木 川原善九郎
3	同 十五(一七〇二)年五月まで	吹屋村 松浦五右衛門	元禄十一(一六九八)年より	11	吹屋村 庄屋 要助 長尾佐助 (村稼)
2	真享 元(一六八四)年正月より 元禄十一(一六九八)年春まで	大坂 泉屋吉左衛門 (友信・友芳)	同 十五(一七〇二)年五月まで	10	吹屋村 大塚兵十郎 (文化六年頃より) 同 彌右衛門
1	天和 元(一六八一)年正月より 三(一六八三)年末まで	大坂 泉屋吉左衛門 (友信)	同 十五(一七〇二)年五月まで	9	大坂 小橋屋長左衛門

付 錄

吉岡銅山第二次經營關係資料

解題

元禄十五年の吉岡銅山第二次稼行請負願關係

(二一八頁)

元禄十五年、産銅の漸減に苦慮した幕府は業界代表として泉屋（住友）と大坂屋とを江戸に招き、勘定奉行萩原重秀より産銅振興策につき諮問した。これにつき泉屋は別子・吉岡両銅山をはじめ幕領・藩領の諸銅山稼ぎ方につき数十カ条の有効な意見を具申してその期待に叶い、爾後の経営上甚だ好意的な取扱を受けた。住友は幕府の意向をうけて吉岡銅山を再稼行することとなるが、この請負願に関する書付類は次ぎのようなものである。

第一のものは住友の第一次経営の経緯、間歩の状況と水抜工事の必要性を述べたもの、次ぎは坂本谷よりの水抜工事の見積りである。第三は別子・吉岡両銅山増益計画を記したもので、別子については採算の合わぬ間歩を拝借金と買請米で補い稼行したいこと、銅山運搬最短路として立川道を使用したいこと、水抜工事と別子・立川両銅山合併の必要性、燃料確保の件、次ぎに備中吉岡銅山については水抜工事の見積り、古間歩稼行の見通し、そして両銅山に対する拝借金引当

家賃のことなどを詳しく述べている。結局泉屋は別子・吉岡両銅山開発計画のほとんどを認められ拝借金一万両、毎年の買請米六、〇〇〇石を受けることとなった。

〔元祿十四豫州備中御銅山之覺〕・

〔備中銅山豫州銅山元祿四未年各諸願扣〕所収〕

吉岡銅山返上願関係

（九一―一八頁）

住友は幕府の銅山振興方針をうけて、備中吉岡銅山の第二次経営に着手し、坂本谷より船鋪間歩に向って三百間の水抜工事に着工した。しかし予想外の大巖石に逢著種々方策を講じたが意の如く進捗せず、併せて諸物価高騰のため、ついに正徳五年拝借金五、〇〇〇両を返納し、銅山を返上した。この関係の文書類は次ぎのようなものである。

第一は正徳三年十二月の銅山返上願で、巖石逢著、物価騰貴による資金繰りの困難を理由に返上を願っている。第二は同じく十二月付の吉岡銅山採鉞量を補うための坂本銅山試掘願である。

第三は正徳四年五月のもので坂本銅山試掘も不首尾につき吉岡の水抜工事に専念したいことを願っている。第四は翌五年十一月付拝借金並びに銅山返納願、第五は同月付の拝借金分割返納願、第六及び第七は同年十二月付のもので元祿十五年五月の一万両拝借金請書の写をつけ、重ねて拝

借金分割返納月変更を願っている。〔正徳貳年二月吉日 備中銅山公用帳〕所収〕

備中吉岡銅山見立

(二九—二四頁)

住友では近世後期の産銅不振期を通じて長期に亙り新鉱山探索に並々ならぬ努力をつづけた。これらの記録として大阪の本店で作られたものが「宝の山」であり、別子銅山で作成したものが「諸國銅山見分控」である。後者は銅座が復活された元文三年の翌四年(一七三九)から着手され約九〇年後の文政十三年(一八三〇)にまで及んで居り、全国各地の鉱山を調査記録したものである。掲題の備中吉岡銅山見立は文化八年十月のもので、この中に収められているが、当時の吉岡の水抜工事は遅々として進まず請負人大塚氏の苦心経営がつづいていたことが分かる。この他銅精錬費、吉岡隣接の北方銅山きたかたにおける水抜工事進行のことなどが記されている。〔諸國銅山見分控〕所収)

明治三年三月の吉岡銅山引受契約破談報告書

(二五—二八頁)

明治三年春、住友家支配本役廣瀬宰平(後の住友家総理人)らは前年冬の備中成羽濱田屋政太

郎の懇望をうけて、生野銀山の器械場見学の順路吹屋村に立寄った。しかるに前年の約束と違い金五、〇〇〇両の借金なくては元請負人より銅山を引渡されぬという意外の申出があった。廣瀬は以ての外の違約として玉島に戻り、帰阪に際し倉敷役所へ破談の顛末を報告した。行間に維新の大変革に処した廣瀬らしい雰囲気を感じさせるものがある。

右諸資料の印刷に当っては、底本の原形を存するに勉め、当字・誤字等はなるべく旧に拠った。又場合により側傍或は文中に（ ）を付して適宜註記を加えた。

元祿十五年の吉岡銅山第二次稼行請負願關係

一 御銅山之儀御尋ニ付乍恐存寄奉申上候

一備中國吹屋村御銅山之儀者數百年以來掘來、只今ニ至迄銅出結構成御山ニ而御座候、此御山延寶八申年ノ元祿十一寅年迄、年數十八ヶ年之間私御請負仕相稼申候

一右御山者西國壹番之水山ニ而御座候、峯ノ谷底ニ段々掘下り水大分涌出山稼難成候ニ付、右御請負之内御斷申上、貳百間餘之大水拔子年ノ末年迄八ヶ年之間、自分入用を以切貫水湛在之間符悉ク干水ニ仕、其後七ヶ年之間大分之銅掘出し申候ニ付、又々掘下り稼成かたく、依之水拔場所見立候得共、間數三百間程有之大分之雜用銀入申積リニ相見ニ、中々自分入用を以切拔申事難仕、土底ニハ大分銅石有之候得共、乍存相止メ丑年御山指上ケ申候

一右大水抜切貫候得者、亦々新山同前ニ罷成御山榮、前々之通銅出可申と奉存候

一此御銅山之儀者、場所廣ク第一鉷筋多御座候ニ付、先年ノ掘申候間符數凡百ヶ所餘在之、又ハ往古相稼候間符口者悉ク潰れ、間符之名計語傳候も御座候、惣而土山ニ而御座候故鉷筋土之底

を通、オモテ山面に鉸筋顯れ不申ニ付、此御山之儀土中案内不鍛練にてハ、中々様子しれかたく、御山ニ而御座候間符數ヶ所之内、私掘明銅掘出し申候間符

千枚 關東 庭山 末廣 茶ノ木

十枚 釜山 日吉 舟敷 車山

新十枚

右十壹ヶ所之内、間符大分土底に掘下り候、先年ハ銅大分出大榮仕候、土底ニハ未銅慥ニ御坐候得共、水凌成かたく掘殘置申候

青毛 梁山 午起 河内 松金

龜井 納戸 栗山 悅與 長門

扇平 千代平 五十枚 大子 千荷

呂粕 瀬戸 相生 下舟敷 澤山

上六枚 下六枚 八枚 櫻山 榔山

上白石 下白石 苗田 昔好 水山

河原 八朔 金山 八丁 泉山

北山 明場 横鉞 鼠山 桐ノ木

右四十ヶ所私御請負之内、連々何れも稼銅掘出し申候

白長山

是ハ田地ニ障申由ニ而御百性衆山稼致させ不申候、銅ハ有之候由先年ハ申傳候古間符ニテ

御座候

右之通御山之儀、土底ニハ銅慥ニ在之所御座候得共、水凌難成近年銅出おとり申候、水拔成就仕候ハ、前々之通繁榮銅出可申と奉存候、已上

(註、元祿十五年)午正月

泉屋吉左衛門

右貳通 (註：別子銅山分共) 之書付正月廿二日近江守様に持參差上申候

二 御銅山之儀御尋ニ付乍恐申上候

一備中國御銅山去ル延寶八申年ハ元祿十一刁年迄、十八ヶ年之間私御請負仕銅大分掘出し申候得共、段々土底に切下水凌かたく夥敷雜用銀失却御座候ニ付、地中ニハ掘殘置候銅鉞御座候得共、乍存相止メ寅年御山指上申候、此御山大水拔切貫キ候ハ、亦々銅出増可申様ニ乍恐奉存候

一 坂本谷の大水貫キ仕

此普請入用金凡三千貳三百兩計入申積ニ奉存候

但此間數三百間程

年數八ヶ年計ニ而切立可申候

右之通御座候、然共切入ル内堅かり或ハ留山等、各別之雜用入増可申も難計奉存候、拜借金九千兩奉願候、右御山之儀近年米諸色高直ニ御座候ニ付取立申者も無御座候、拜借金被爲 仰付被下候ハ、其御影を以相稼申度奉存候、壹ヶ年ニ銅凡八九拾萬斤程出可申様ニ奉存候、又水抜切申候内古間符共取明ケ、於今年ニも凡貳拾萬斤ハ出増可申と奉存候、但是ハ右水貫キ出來之上ハ九拾萬斤出高之外ニ而御座候

右地中之儀出銅多少難計御儀ニ御座候得共、乍恐私存寄候積を以申上候、拜借金上納之儀八十ヶ年賦ニ被爲 召上被下候ハ、難有可奉存候、以上

午正月

泉屋吉左衛門

三 銅增益之儀御尋ニ付乍恐書付を以申上候

一 伊豫國別子村御銅山十壹ヶ年以前未年の新山見立、私御請負仕於于今銅掘出申、間符八ヶ所壹ヶ年ニ凡貳百貳三拾萬斤程出申候、此鋪之内只今ニ至普請相加に候所何ヶ所も御座候、右普請懈怠仕候而者銅段々出劣り申儀ニ御座候

一 右間符之外五ヶ所仕當ニ相不申候ニ付相止メ置候、此間符相稼候ハ、壹ヶ年ニ凡銅六拾萬斤程出可申様ニ奉存候、此間符之鉞ハ下鉞ニ而御座候故、銅ニ相仕立候吹損凡千四百兩程可有御座候、近年米諸色共ニ高直ニ御座候而、銅直段殊之外高直ニ出來仕當ニ相不申候ニ付、取立申存知寄も無御座罷過候、然共此度拜借被爲 仰付被下候ハ、其御影を以吹立申損銀をも入合相働申様ニ仕度奉存候

一 御金五千兩

但此内貳千五百兩ハ今年の右間符仕入ニ仕、殘貳千五百兩ハ利廻ニ仕置、中年十ヶ年月辰年ニ至元金五千兩ニ都合仕、無遲滯急度上納可仕候

一 御米六千石 但毎年買請ニ奉願候

直段壹石ニ付五拾目

此上納之儀ハ御米請取候以後十ヶ月延ニ上納可仕候

右五ヶ所之間符普請仕立候雜用、掘入候人夫造用并大坂に銅指廻候失却御座候間、御金五千兩拜借御米六千石買請奉願候、地中之儀ニ御座候故出銅之多少難計御儀ニ御座候得共、乍恐私存知寄之積を以奉願候、被爲 仰付被下候ハ、難有可奉存候

一 別子御山之舟津者天滿村と申所ニ而御銅山にハ道法九里餘、此間大難所ニ而荷物上下背負ニ仕三日目ニ參着仕候、依之滯多難儀仕候、立川銅山之道筋新居濱と申舟場にハ別子御銅山ハ道法四里半計御座候故、各別手廻能荷物上下并銅大坂に差廻候ニも無遲滯御山勝手宜奉存候ニ付、御代官遠藤新兵衛様に御斷申上置、去ル已六月松平左京大夫様御役人衆迄右立川道筋御通シ被下候様ニ以書付願置候得共、唯今ニ至被仰渡も無御座候、此道筋御通被下候得者上下荷物指支無之失却之費も無御座候ニ付、銅氣薄キ山も段々取立末々銅出おとり不申様ニ奉存候間、右之道筋御通被下候様ニ奉願候御事

一 右御山段々土底に切下り、銅在所に深成候ニ付次第ニ水強涌出候故、末々御山相續之儀を相考水貫キ場所見立候所ニ、立川銅山者別子御山之鉸先ニ而谷深御座候得者、立川之方に間近切拔可申様ニ奉存候得とも他領之御儀ニ御座候故、別子山内ニ而場所見立四年已前ハ切掛申候、然共此間數三百間餘御座上ニ、存之外山石堅御座候而未纔ならてハ切不申候、唯今之積ニ而者

近年之内難切届様ニ奉存候、右立川銅山之儀別子銅山と一所ニ被爲 仰付候得者、別子御山之水立川に早速切落シ地中之普請仕能罷成候ニ付、銅出方彌相増可申と奉存候御事

一別子御銅山銅吹入用炭木同村御林雜木を以吹立申候、銅多出増候得者おのつから末々炭木手支可仕と奉存候、別子御山續一柳權之丞様御知行所ニ御林御座候、御銅山入用ニ被爲 仰付候得者末々手支不仕積奉存候、炭木夥敷入申ニ付、中々他所ニ買集申様成儀にてハ手廻成かたく銅吹方指支申候、右御林近年之内御切盡被成候得者、此外隣山ニ御林無御座候故、末々手支可仕と奉存候御事

一備中國吹屋村御銅山去ル延寶八申年ノ元祿十一寅年迄十八ケ年之間、私御請負仕銅大分掘出申候得共、段々土底に切下水凌難成夥敷造用銀失却御座候ニ付、地中ニ掘殘置候銅鉛御座候得共、乍存相止メ寅年御山指上申候、此御山大水抜切拔候ハ、亦々銅出増可申様奉存候、右普請雜用金凡三千貳三百兩計入申積リニ御座候、年數八ケ年計ニハ切立可申候、右御山水抜普請出來仕候ハ、凡壹ケ年ニ銅八九拾萬斤程出可申様ニ奉存候、然共近年米諸色高直ニ御座候ニ付取立申者も無御座候、依之奉願候ハ御金九千兩、中年十ケ年拜借被爲 仰付被下候ハ、此内四千五百兩者銅仕入ニ仕、殘四千五百兩利廻ニ仕置、利足相重來辰年右御金九千兩急度上納可仕候

一右普請仕候内古間符相稼候ハ、於今年ニも銅貳拾萬斤程出可申様ニ奉存候、拜借金之御影を以相稼申様ニ仕度奉存候御事

一拜借金爲家質御當地并京大坂ニ而右御金高之積を以家屋敷差上置可申候

右之通被爲 聞召届御金壹萬四千兩拜借被成下、并御米六千石宛毎年買請被爲 仰付被下候ハ、難有可奉存候以上

元祿十五年ノ年

泉屋吉左衛門

右之書付二月二日指出候處、江州様御披見ニ御入被成候得者御尤ニ思召候得共、文言長候まゝ隨分短ク書取候様ニと被仰御戻し被遊候由、夫ニ付御金壹萬四千兩ニ而者殊之外重サ高ニ相聞へ候、御金壹萬兩と御米六千石とニ認メ替候得と被仰候由にて、認直し候て孫兵衛持參仕御披見之上ニ而、文言いまた長ク候間此方ハ書付可遣と御申、則孫兵衛ニ御書被成候、右書付長面ニ△如此印有之候由にて前ニ書留メ在之候、右書付之内ニ家質之支書乗せ不申候ニ付、前方指上候二月二日江州様御披見被遊候書付も一所ニ差置候由五兵衛存御金之支彌壹萬兩ニ認申候、右孫兵衛持參仕候て書付も其まゝ指置申候、御金高も無之候ニ付判形も無之候

吉岡銅山返上願關係

一 乍恐以口上書奉願上候

一備中國川上郡吹屋村御銅山數百年稼申御山ニ而、地中莫太廣ク掘下り間符數ケ所有之候得共、井のこたく水涌出土底稼成不申候ニ付、水拔切申度願上候處願之通被爲 仰付、去ル午年御金五千兩中年拾ケ年之間拜借被爲 仰付難有奉存候、依之中通り數ケ所之古間符取明大造成普請仕、猶又水拔晝夜無油斷切通シ候得共、地中ニ而巖石へ切當テ間數尺取不申難儀仕罷有候内、右御金去辰年御年限御座候ニ付、辰二月奉願御金今拾ケ年延納被爲 仰付被下、巖石之甲を切拔候ハ、間數尺取可申と奉存罷有候處、去辰年ハ今年迄水拔間數拾貳間餘切通し候得共、兼而奉存寄候と相違仕、水拔順道堅ク彌間數尺取申間數と奉存候、其上中通り稼山も掘盡シ、唯今ニてハ稼可申場所も無御座候、此後御影を以相稼候共私力ニ難及奉存候、唯今中通り山稼水拔仕入數年丈夫ニ仕候故夥敷損銀仕候ニ付、水拔成就仕候ハ、損銀取戻シ可申と奉存候處、近年諸色別而高直ニ罷成、此末失却相嵩末々御金上納仕候義無覺束奉存候ニ付、乍恐拜借御金五

千兩代り銀三百貫目唯今被召上、御山差上申様ニ被爲 仰付被下候者難有可奉存候、以上

正徳三年巳十二月

泉屋

吉左衛門

平岡彦兵衛様

右之願書十二月十日晩、吉左衛門京都へ持參仕候處、願書相納候ニ付同十二日晩京下方ル

二 乍恐以口上書奉願上候

一 備中國川上郡坂本村先年稼捨置候古間符之内、銅鉸筋有之候由及承候ニ付見分仕候處、間符之内競互相見へ申候ニ付問掘仕度奉願候、右問掘之内鉨石切當候者、早速吹屋村御役人中へ御斷申上御下知請を可申候、右銅山取付之義ニ御座候故、少々鉨石出申内ハ鉨石を吹屋村銅山へ引取燒吹仕度奉存候、右之通被爲 仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

正徳三年巳十二月

泉屋

吉左衛門

平岡彦兵衛様

右之願書十二月廿二日、手代勘平京都へ持參平岡様元ノ衆へ内意相伺候處、成程問掘願書出し可然との儀ニ付、同廿五日朝勘平京ノ下り同晩右願書認直し、赤坂政右衛門殿藤木丈介殿へ添狀致差上をく

三 備中坂本銅山問掘相止申度願之儀ニ付、手代平助京都へ罷登平岡様御内藤木丈介殿へ差出候口上書之扣

覺

一備中坂本問掘御斷申上相止候以後、彌以水拔無油斷相稼、其外中通無懈怠相働見候様ニ被仰渡奉承知、掘子廿人計于今召^(抱)罷有候、先達而申上候通中通稼場唯今迄段々穿鑿仕相稼盡シ、當節一圓生付無御座候、然處右人數手業も無之召抱置候儀、諸色高直之節別而難儀奉存候、其上稼方も無御座召抱置候而ハ、却而下財共我儘ヲ中山師申付候義も用ひ不申様ニ罷成候而ハ、水拔稼方も若ハ不情ニ可仕哉と乍憚氣遣奉存候、鎚壹挺前と申候ニハ人數四人ツ、ニて相務申候、鎚貳挺前召抱置候様ニ被爲仰付被下候ハ、人數之内達者を撰ひ差置水拔情ニ入相稼せ、其餘之者共ハ中通存寄之場所出來次第、早速相稼せ候様ニ仕度奉存候、以上

午五月十九日

泉屋吉左衛門下代

平 助

藤木丈助様

四 差上申願書之事

備中國吹屋御銅山、十四年以前午年私御請負仕、中年拾ヶ年之御請合ニ而水拔普請入用金として五千兩拜借仕、今年迄右御銅山ニ掛り罷在候得とも、巖石ニ掘當テ水拔成就不仕候故右御銅山差上、拜借金五千兩代り銀三百貫目銀ニ而返上納仕度旨去午春奉願候ニ付、右之段御窺之上銀ニ而返納ハ不罷成候間、金ニ而返納仕御銅山差上可申哉之旨、當春江戸ニ而罷有候節御尋ニ而御座候ニ付、内證吟味仕候得共兎角右御銅山急々水拔成就不仕儀ニ御座候間、金ニ而返納仕候而御銅山差上申度旨奉願候ニ付、彌金子ニ而返納可仕哉之旨再應御尋ニ而御座候、先達而願上候通御拜借金五千兩金ニ而返納可仕候間、御銅山被召上被下候様ニ奉願候、以上

正徳五年未十一月

泉屋吉左衛門

平岡彦兵衛様

是ハ奥書なし

五 乍恐口上書を以奉願候

一備中國川上郡吹屋村御銅山之儀、及百餘年候古山ニ而御座候得共、土中水底ニ者未鉞石御座候ニ付、拾四ヶ年以前午年私御請負仕、水拔普請爲入用家質指上御金五千兩拜借被爲 仰付難有奉存候、右水拔切立申内ニ而も銅掘出申様ニ被爲 仰付候ニ付、先年ハ打潰れ有之候古間符とも悉ク普請仕、午年以來拾四年之内爰かしこ切明候得共鉞石難掘出御座候、尤水拔之儀者其節ハ早速切掛り晝夜無油斷相稼候所、地中ニ而巖石ニ逢以之外堅ク尺取不申故、火を掛ケ様々勘辨仕切入候得共難切貫キ難儀仕候、是迄水拔并古間符普請彼は大分之失墜仕候ニ付、何とそ水拔切負セ右損失も取戻シ申度色々相働候得共、兼而奉考候積り相違仕、此後水拔并古間符普請入用自力ニ難相叶奉存候ニ付、拜借御金五千兩之代り銀三百貫目上納仕、御山指上申度先達而奉願上候處、銀上納難叶候間金子ニ而上納仕候様ニ被爲 仰付奉畏候、早速上納可仕筈ニ御座候得共、乍恐右申上候通年々御銅山ニ而過分之損銀も仕候得者、只今金返上納急ニ被爲 仰付被下候而ハ彌以迷惑至極仕候、依之恐多願事ニ奉存候得共、右之御金來申九月貳千五百兩、酉

ノ九月貳千五百兩都合五千兩兩年ニ返上納仕度奉願候、乍恐願之通被爲、仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

正徳五年未十一月

泉屋吉左衛門印

平岡彦兵衛様

右者拙者御代官所備中國川上郡吹屋村銅山師泉屋吉左衛門願之儀、吉左衛門申上候通水拔仕候内も古間符掘明山稼仕候へ共、存候様鉛石出不申其上水拔之儀第一ニ稼候所、存知之外巖石ニ掘當り水拔尺取不申候ニ付、右兩様仕入ニ損銀仕候儀も紛無御座候様奉存候、依之拜借金五千兩之儀吉左衛門願之通來申年貳千五百兩西年貳千五百兩都合五千兩兩年ニ返納之積可被仰付哉奉得御下知候、以上

未十一月

平岡彦兵衛印

御勘定所

右二口願書十一月三日江戸へ早便ニ傳七方へ指下し、傳七ハ飯村藤太夫へ相渡候筈ニ申下ス、尤平岡様ハ藤太夫殿へ添狀御下シ被成候

六 請取申御拜借金之事

金合壹萬兩者

但小判也

右是者、伊豫國別子村備中國吹屋村銅山前々私御請負仕罷在候所、自分之入用計ニ而者山稼存様無御座候故、今度銅山之様子御尋ニ付、右之金高家質を以御拜借被仰付候者銅山稼隨分情出シ可申由奉願候所、願之通被仰付難有奉存候、御金壹萬兩只今慥ニ請取り候、兩所銅山早速取掛リ可申候、右御拜借金壹萬兩返納之儀者、中年拾ケ年來ル辰年急度返上納可仕候、少も遅々致候者差上置候家質可被召上候、其節一言之御訴訟申上間敷候、家質沽券證文ハ名主五人組加判ニ而別紙差上申候、右兩所山銅出高少分ニ而御用ニ難立御座候ハ、右年數之内ニ而も御拜借金御意次第ニ返納可仕候、仍如件

元祿十五年午五月

大坂長堀茂左衛門町

銅山御請負人 泉屋吉左衛門印

江戸新右衛門町

證人 糸屋 忠 助印

永井内藏助殿

諸星清左衛門殿

小泉市太夫殿

久保七郎左衛門殿

前書之通、伊豫備中銅山私御代官所ニ而御座候間、致吟味候處相違無御座候、家質相改沽券證文者私方ニ取置申候、以上

午五月

遠藤新兵衛御印

表書之金壹萬兩被相渡、來ル辰年返納之節此手形可被相返候、斷ハ本文有之候、以上

午五月

荻近江守御印

戸備前守御印

久因幡守御印

煩井對馬守御印なし

豊後御印

右拜借御金御證文寫相違無御座候、十四年以前兩銅山遠藤新兵衛様御支配ニ而御座候處、寶永六年丑年別子銅山ハ石原新十郎様御支配ニ罷成、其節御窺申上右金子兩銅山_ニ五千兩宛拜借被爲仰付候、別子銅山拜借御金ハ仕入元手銀ニ仕置候ニ付、年季明候後段々御願奉申上候、備中吹屋村御銅山此度差上申度奉願候處、願之通被爲 仰付返上納御請別紙書付差上申候、以上

正德五年未十二月

泉屋吉左衛門

平岡彦兵衛様

七 乍恐口上書を以奉願候

一備中吹屋村御銅山拜借御金五千兩返上納之儀、來ル申酉兩年差上度旨御願申上候處、年季明候而年數も過候へハ此上延願難被仰付候間、當暮半分來年中ニ不殘上納仕候様ニと被仰遣候趣被仰渡奉畏候、早速御請申上度奉存候得共、當暮之義最早餘日無御座候故、大分之金子早速難調御座候間、當暮被仰付候金子貳千五百兩未申二月、殘貳千五百兩同九月都合五千兩、來申年中

付録 吉岡銅山第二次経営関係資料

一八

ニ急度返上納仕度奉願上候、以上

正徳五年未十二月

泉屋吉左衛門

平岡彦兵衛様

備中吉岡銅山見立

文化八未十月

作劬御代官山田常右衛門様御支配

一備中國吉岡銅山之儀ハ誠ニ年來之古鋪ニ御坐候得共、惣體平山ニ而水拔庭所西之方坂本ト申谷而已尤深ク候ニ付、前年銀坐請負之節より右坂本より水拔銀切立初候得共、元來平山ニ御座候故、開道法凡三拾丁餘も御坐候由、右水門成就仕候得ハ樋數三拾四挺相減候趣申傳候得共、餘り遠丁ニ付行地漸貳百間ニして當時銀切ハ相止居候支

一右水拔甚遠町ニ付、其後又々開拾四五丁位樋數拾九挺相減候積にて、矢張坂本より銀切相立此節迄六七步通り切拔有之候由、尤風廻しと連走二重ニ切申支、尺八三ヶ所相見ヘ申候

一間符口數ヶ所御坐候得共、兼而噂高ク相聞候船數と申ハ鍾巾壹間餘有之鉞も隨分宜敷候由、然共何分水強先年相稼候節ハ九月頃より樋貳挺立にて取明ケ、翌年二三月頃迄滴水之間計相働候由、明りより樋七挺下り込水拔有之、當時出水ハ此處ヘ流れ申候、右七挺尻より下樋貳拾貳挺、此分貳挺立にて四拾四挺竿柄替ニ引候由、尙又右貳拾貳挺尻より下樋拾七挺下り込有之候得共、

是ハ一挺立にて亘敷候由、右水拔勿論此船敷目當ニ御坐候趣承申候

一船敷之外大仙龜井鐘前竈山拾枚貳本松杯此餘古敷口々相見へ申候得共、當時少々宛相稼候間符ハ先右等之庭所ニ御坐候由

一當請負大塚利右衛門鋪中之義一向身ニ入不申候ニ付、最早三拾ヶ年餘も船敷取明ケ致し候事無之候よし、先年船敷取明ケ候節ハ外ニ鋪中水石目より右船敷ニすぎ寄候ニ付、船敷取明ケ致候得者一體之間符稼方出來候由、素々船敷ハ谷端之事故上水強候得共、尙又右等之譯ニ寄彌水多ク候事ト相聞へ申候、敷方いづれも百間之餘ハ相下り不申候よし、甚淺ク承り申候

一當時水拔引立より船敷迄ハ開貳拾間餘有之候様申事ニ御坐候得共、大仙龜井鐘寄此三ヶ所ハ坂本より向寄にて、右水門へ拔合候時ハ百間内外之物ニ御坐候よし、船敷へハいまだ間遠ク候得共、見合ヲ以て右三ヶ之内勝手の方へ拔合候得者、向寄之敷水も石目より自然ニハ庭所へすぎ出隨分稼方出來候趣、彼地之者慥ニ申事ニ御坐候、何れ之坪ニも相應ニ鉋石有之趣ニ相聞へ候得共、右之次第ニ御坐候間最上之鉋所ハ皆々水底ニ相成、上廻り計わづかに相稼候よし相聞申候一右水拔ニ付從御公儀拜借銀ハ一向無御坐候よし、尤前年大塚より御用銀差上候事有之、右爲御惠釋年々銀子七貫四百目ツ、被下置、右銀子ヲ以テ追々水拔成就仕候様被仰渡有之趣ニ相聞へ

申候、然共水拔甚無情にて同所横番共仕事無之、次第ニ土地相衰へ當銀主甚不請にて、右水拔泉屋様御手ならでハ成就難仕、迺も大塚之手ニハ合不申抔ト惡言申者も多分御坐候よし

一當時銅一ヶ月三拾丸程出候由、尤是ハ掘子銘々仕賣ニ而、銅百斤ニ付代銀百四拾四匁ツ、にて大塚へ賣上候よし、勿論大塚より仕入米鍍油之類ひ貸渡し候よし、併米直段相庭ハハ八九匁も高直ニ鍍油迄も右ニ准じ相應口錢相掛り候よし

一御運上之儀承合候得共相分り不由事

一水拔引立時々相替り候得共、此節ハ一間銀四拾七匁宛にて切候よし、尤豫山之仕方トハ相代り三眉ニ而堅炭を以て火を掛ケ候由、右引立只今下タ千枚と申人家も少々有之其下迄走り御坐候よし、右下千枚ニ古間符有之、則是を以て尺八ニ相兼候體ニ御坐候、勿論此敷も水上り居候處水拔追々間近ク相成候ニ付、石目より水門へすぎ出流れ自然と潤敷ニ相成、依之尺八ニ存付候よし、是等之様子相考見候時ハ、外ニ鋪中迄も彌尊之通水すぎ合申物成と被察申候

一鉞吹壹間所燒鉞五百貫目宛相掛り、床尻込出來銅四拾貫目より五拾五六貫目、上鉞者其餘も御坐候由、鉞石見請候所豫山之鉞性トハ少し代り、中ニも一段見事ニ相見へ候分も有之候、素々相應銀垂り之よし委敷ハよく吹所ニ御存

一 先年豫山之通掘子より鉑石買取、山師手仕成ニ致し候由、其節鉑直段

一 鉑石拾貳貫目

代銀貳匁貳分がへ

但山切ハ豫山之通、切地之見合ヲ以掛ケ遣し候由、一ツト唱壹匁ツ、

一 水引ちん片番銀壹匁ツ、之よし

一 鉑吹ちん

一三匁 大工壹人

一拾匁八分 手子四人

メ拾三匁八分

一 間吹ちん

一三匁貳分 大工壹人

一五匁六分 手子貳人

壹人前貳匁八分

一 壹匁七分 ス灰壹人

メ拾匁五分

一吹前入用炭鉋屋百五六拾貫、間吹三拾メ位之よし

一大炭拾貫目ニ付三匁内外、尤奥山家より澤山仕成出し候よし

一松木炭壹俵ニ付六七分より俵ニより壹匁迄

一堅木代壹匁ニ付貳拾貫目より三拾貫目迄

一松木代壹匁ニ付三拾貫より四拾貫目迄、惣體松木澤山ニ相見へ申候

一鐵拾貫目ニ付代四拾四五匁迄



一銀坐請負之節右水拔切初、其節三萬兩御拜借金仕候所、追々皆上納仕候よし咄ニ承候事

一同國松山板倉様御領北方銅山、是も古敷ニ御坐候得共、矢張吉岡銅山同様之姿ニ而、是も水拔

手後ニ相成、當時樋數拾七挺有之、此節切懸居候水拔今六拾間程にて成就致し、左候へハ九挺

相減候よし、明り燒至て見事ニ有之間符口四五所相見へ候、内泉敷別て見込有之候よし、是亦

山師近々相代り就中大塚も相稼其節大ニ立身仕候よし、吉岡北形とも何分水ニ差支候ゆへ、兎

角上廻り宜敷所のミセより取り、敷中仕替ニ物入不仕候よし、當春より讚州高松之者願ひ請取

明ケ、何角凡貳百兩程も仕入銅四拾丸出來候へ共跡仕込得取續不申、殊ニ仲間内少々差纏出來稼かた相休居申候、小體ニ仕候得ハ相應割合ニ相掛リ、其内ニハ水拔成就仕候ハ、一先ハ盛山ニ相成可申趣相聞へ申候、吉岡北形と地名并御領所境有之候迄之事ニ御坐候

右者備後銅鑪見分序ニ人雇用相兼吉岡へ罷越候ニ付、其節見聞及候之儘如斯、尙前段之次第上方へも掛合候事、(○下略)

一吉岡止宿所 柏屋傳藏

右見分ニ參候人名

元 〆 太兵衛

山留 岡右衛門

役人手子 平兵衛

横番 政七

〃 半太郎

〆

明治三年二月の吉岡銅山引受契約破談報告書

乍恐以書附奉願上候

一當御縣御支配下川上郡吹屋村吉岡銅山之儀ニ付、舊冬成羽御藩御支配下濱田屋政太郎大坂^ニ罷登り、右銅山元請負人費弊^(マカ)ヲ極稼續き難出來既ニ休業仕、凡百餘人之鑛民生計ヲ失饑餓にも可及哉浩歎之至、依之吉左衛門^ニ稼方再興致吳候様達ニ歎出候ニ付、得と遂示談書附ヲ以應接仕、無據金五百兩取替遣シ、其金子彼鑛民^ニ貸渡、歲晚之窮迫ヲ扶助仕無事越年爲致候、乍恐具に書附左ニ

一山元諸有物并役場家宅至當直段ヲ以買取之出銀可致支

但御山者

天朝ノ御土地ニ付出銀等一切相斷申度支

一前請負人并掛世話人鑛民ニ至迄、一切無故障書類等差入爲取替致度支

一此度取替之金子者山元引受ニ不抱自然破談之節者濱田屋^ハ元利速ニ調達之支

一當地鑛山御役所に奉窺自然不都合ニも候ハ、定約難出來支

但倉敷御縣にも同斷

右之書面相渡政太郎歸足、早春ニ至同人再度登坂、約定之通銅山元請負人更々異論無之、於鑛民者吉左衛門稼方日夜渴望ニ附早々銅山に入込世話致吳候様歎出候間、一應鑛山司 御役所に右銅山開拓之儀奉願候所、地元當御縣 御役所に願取之上他ニ故障等も無之候ハ、速ニ開拓可仕段被 仰附、私儀ハ但州生野に器械場一見ニ罷越シ、其順路ニ付以下手代三四人召連下向仕候折柄、吹屋村大坂屋治兵衛と申者も態々大坂迄迎ニ罷登候間、聊害障有之間敷と存當着之所、右兩人并掛り之者ハ意外之儀申出、金五千兩出金不仕而ハ元請負人ハ山元引渡シ難相成旨、以之外之違約ニ而全以彼等ニ被欺無益之出費仕、彼是爭論ニ及候而者對御上奉恐入候間、速ニ破談仕私始召連之者玉島迄引取歸坂之積ニ御座候、吉左衛門儀ハ乍恐御承知も被成下候哉、三百年來銅業ヲ以奉蒙

御國恩舊政府以來 御一新後ニ至候而も、從

天朝鑛山御用厚被 仰附候間御趣意奉體認盡力仕候、實ニ鑛民共者地中暗夜之難業ヲ以生計を營ミ天下之大窮民ニ御座候、殊更方今米價如玉其產業ヲ失候段不便ニ奉存候、元吉岡銅山者元祿

以前、元小泉銅山者文化年間 吉左衛門 先祖之者稼方仕居候ニ付實地も能承知仕、舊因縁と奉存候而奮發仕候處案外之次第ニ御座候、山元讓渡シ金杯と唱害障ヲ入、從

天朝厚被 仰附候開拓之御趣意ニ背、往古_レ開來之寶山土中ニ埋メ、剩鑛民生活ヲ失可申段千萬歎ケ敷奉存候、未曾有米價之高貴ヲ以只今鑛山開業仕候而者算勘之目的難相立、何國之諸山も追々廢物ニ及候、過日小泉山内見仕候處、是亦休業其鑛民他郷_ニ離散、煙氣ヲ絶シ妻子而已居殘、饑渴之姿人顔菜色ヲ生シ悲歎無窮ニ奉存候、彼山者出銀多ク

御皇國之急務ヲ御凌被爲遊候第一ニ而、速ニ御開拓之御指揮被爲仰付候ハ、難有奉存候、吉左衛門儀ハ豫州別子大山奉請負盡力仕居候ニ附異論有之候、吉岡山之儀者強而稼方仕候存念も無之候得共、此儘引取候而者自然他之邪魔師同様ニ被思食候も心外千萬ニ奉存候間、不顧恐委細奉申上候、尙私家藏書之鼓銅圖錄一冊奉備 尊覽候、幸ニ御一覽被爲 仰付候ハ、如何計歎難有仕合ニ奉存候

右左恐奉願上候、以上

明治三十五年三月

銅吹師頭取大坂住友吉左衛門代

廣瀨 宰 平 印

付録 吉岡銅山第二次経営関係資料

倉敷
御役所

後記

吉岡銅山は、その確実な資料のあるものとしては、近世以前から引きつづき稼行され来たった数少ない銅山の一つである。近世には、西国第一の銅山といわれて多くの業者により稼行されて来た。その代表的稼行者として前半期には住友があり、後半期では大塚氏がある。一般に鉱山の宿命として深鋪涌水となり、水抜が鉱山再興に欠く可らざるものとなる。吉岡の場合も水抜工事により沈滞した銅山が復興した。その最初の水抜工事を完成したのが住友であった。住友はこの水抜を銅山東側の中野川筋へ切り抜き大きな成果を収めた。次いで第二次の水抜として銅山西側の坂本谷へとりかかった。これは住友が中止したあとを銀座がうけついで切り抜いた。第三の水抜は同じく坂本谷に銀座が切りかかり大塚氏が切り抜いた。これらの水抜工事により吉岡銅山は幾度か復活したのである。

吉岡銅山は住友にとり別子銅山以前の、そして別子に次いで重要な意味をもった銅山であった。別子銅山の繁栄は、誠にこの吉岡で経験を積みかさねた鉱山仕法の数々が別子の経営にうけつがれ生かされて、はじめて招来されたものであったからである。明治六年、幾変遷ののち、吉岡銅

山は三菱の有に帰した。鉱業経営の意義・比重は三菱と住友とでは自ら異なるものがあるが、実に吉岡銅山は三菱が鉱山経営に乗り出した最初のものであった。吉岡は奇しくもわが国の代表的二大企業集団にそれぞれに深い因縁を持つものである。現在吉岡銅山は、なお三菱系の吉岡鉱業株式会社によって経営され、またつい最近までその鉱石が住友の四阪島製錬所に送られていたことを付記したい。

本輯は第十二輯「住友の吉岡銅山第一次経営」と併せて近世の吉岡銅山史を形成するものである。なお、この輯は修史室の研究編纂事業に御指導を賜わっている京都大学名誉教授小葉田淳博士の御執筆である。

また、前回に引きつづき貴重な資料を御提供いただいた大塚家並びに吉岡銅山古水抜坑口跡の調査・写真撮影を快く御引き受け下さり、御協力賜わった吉岡鉱業株式会社に対し、厚く御礼を申し上げる次第である。

昭和四十四年十二月

住友修史室